

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業

調達仕様書（案）

令和7年5月

愛知県企業庁

目次

第1章 総則	1
1.1 事業目的	1
1.2 調達仕様書の位置づけ	1
1.3 適用する仕様書	1
1.4 遵守すべき関連法規等	1
第2章 事業内容	2
2.1 事業方式	2
2.2 業務内容	2
2.3 事業期間	2
2.4 入札契約スケジュール	3
2.5 事業場所	3
2.6 更新対象設備	3
2.7 新技術の活用	4
第3章 設計業務に関する要求水準	5
3.1 総則	5
3.2 設計業務の体制	5
3.3 設計全般	5
3.4 設計業務の要求水準	6
3.5 セルフモニタリング	10
3.6 設計成果物の確認	10
第4章 建設業務に関する要求水準	11
4.1 総則	11
4.2 建設業務の体制	11
4.3 工事全般	11
4.4 セルフモニタリング	13
4.5 完成図書の提出	13
4.6 出来形検査及び完了検査	13
第5章 維持管理業務に関する要求水準	15
5.1 総則	15
5.2 業務範囲	15
5.3 維持管理業務の体制	15
5.4 維持管理全般	15
5.5 セルフモニタリング	17
5.6 業務報告書の提出	17
5.7 部分完了検査及び完了検査	18
第6章 その他	19
6.1 事業完了時の確認	19
6.2 本仕様書に記載されていない事項	19
<添付資料>	20

第1章 総則

1.1 事業目的

知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の計装設備・電気設備は設置後25年以上が経過しており、更新時期を迎えている。知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業（以下「本事業」という。）は、更新時期を迎えた各設備の更新整備及び維持管理業務を従来の仕様発注ではなく、性能発注により民間事業者に一括発注することで、民間事業者の技術力やノウハウを最大限に活用し、効率的な設備更新及び安定した浄水場運用の継続を図ることを目的としている。

1.2 調達仕様書の位置づけ

知多浄水場外計装設備等更新整備・維持管理事業 調達仕様書（以下「本仕様書」という。）は、本事業における知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の計装設備・電気設備の更新整備及び維持管理業務に関して、県企業庁が求める性能及び各業務の基本的内容を示すとともに、業務内容についての理解を深め、より具体的な検討を加えるための技術資料を提供するものである。各業務に関する要件は、民間事業者の創意工夫を十分に活かすため、仕様・型式の指定を極力避けており、提案者は本事業の目的及び各要件の意図を十分に汲み取り、優れた技術提案を行うこと。

本仕様書は、標準仕様書を補足し、本事業に関する明細又は固有の技術的な要求を規定したもので、本仕様書に記載された事項は、標準仕様書及び設計図書に優先する。

1.3 適用する仕様書

本事業は、県企業庁の土木工事標準仕様書（【追録】含む）、測量及び設計業務等共通仕様書及び業務委託標準仕様書【水道編】の書類提出時点において最新版を適用するものとする。

なお、契約約款に規定する仕様書のうち、標準仕様書である土木工事標準仕様書（【追録】含む）及び業務委託標準仕様書【水道編】等の添付を省略する。

仕様書に定めのない事項については県企業庁と協議の上、対応を決定するものとする。

（愛知県企業庁ホームページアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/site/kigyo-somu/>）

1.4 遵守すべき関連法規等

事業者は、本事業を実施するために必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守すること。電気工作物の工事、維持管理を行う場合は、愛知県企業庁保安規程を遵守すること。

また、本事業の対象施設には、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第50条第1項に定める特定重要設備が含まれており、愛知県は同項の特定社会基盤事業者に該当するため、経済安全保障推進法に基づく国の事前審査を受ける必要がある。このため、事業者は、特定重要設備及び構成設備の供給者並びに重要維持管理等の再委託の相手方に関する事項その他届出に当たり必要な事項について、県企業庁に提出するものとする。

なお、特定重要設備をはじめとした電子計算機（コンピューター全般、サーバ・端末・周辺機器データセンサー等の装置全般）については、国土交通省の「水道分野における情報セキュリティ確保に係る安全ガイドライン」等に基づき、水の供給に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、情報セキュリティを確保するために必要な措置を講じるものとする。

第2章 事業内容

2.1 事業方式

本事業は知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の計装設備・電気設備の更新整備及び維持管理業務を一括して行う DBM (Design Build Maintenance) 方式により実施する。

2.2 業務内容

事業者が実施する主な業務内容を表1に示す。

なお、事業者は、本仕様書に明記されていない事項であっても、本事業を遂行するにあたり、当然必要となる業務等は、良識のある判断に基づいて行わなければならないものとする。

表1 業務内容一覧

大分類	中分類	小分類
更新整備	計装設備・電気設備の設計業務	基本設計、詳細設計業務
		設計図書の作成
	計装設備・電気設備の建設業務	機器製作据付、各種設備工事
		各設備の試運転調整、性能確認
		既設の撤去
		完成図書の作成
		運転管理従事者に向けた研修、説明会
	県企業庁が行う検査等への協力	出来形検査、完了検査への対応
維持管理業務	計装設備・電気設備の維持管理業務	本事業で整備した設備の保守点検、修繕
		業務報告書の作成
	緊急時対応	緊急時の実施体制確保、現場調査
	県企業庁が行う検査等への協力	部分完了検査、完了検査への対応
その他	事業者の提案に基づく事業	新技術に関する設備の整備、維持管理
	その他	セルフモニタリングの実施

2.3 事業期間

本事業の事業期間は契約締結日（令和8年3月予定）の翌日から、令和33年3月31日までの約25年間であり、詳細は表2のとおりである。

なお、維持管理業務は令和13年4月1日から着手するため、事業者は、令和13年3月31日までに工事目的物の引き渡しを終えるよう、各施設の設計及び建設業務を進めること。引き渡し以降の更新整備期間（令和13年4月1日～令和14年3月31日）は、既設の撤去等を行うものとする。

また、既設の遠方監視制御装置等で使用している NTT アナログ回線は、令和 11 年 3 月 31 日にサービス提供の終了が予定されていることから、遅延なく回線の切り替えを行うこと。

表 2 事業期間

対象施設	更新整備（約 6 年間）	維持管理業務（20 年間）
知多浄水場	令和 8 年 3 月（予定） ～令和 14 年 3 月 31 日	令和 13 年 4 月 1 日 ～令和 33 年 3 月 31 日
筏川取水場	令和 8 年 3 月（予定） ～令和 14 年 3 月 31 日	令和 13 年 4 月 1 日 ～令和 33 年 3 月 31 日
弥富ポンプ場	令和 8 年 3 月（予定） ～令和 14 年 3 月 31 日	令和 13 年 4 月 1 日 ～令和 33 年 3 月 31 日

2.4 入札契約スケジュール

本事業の入札契約スケジュールは表 3 のとおりである。

表 3 入札契約スケジュール（予定）

項目	日程（予定）
第 1 回現地見学会（合同）	令和 7 年 5 月末
入札公告	令和 7 年 7 月
入札説明会	令和 7 年 8 月
第 2 回現地見学会（合同）	令和 7 年 8 月
入札参加締め切り	令和 7 年 9 月
第 3 回現地見学会（個別）	令和 7 年 9 月～11 月
技術提案書締め切り	令和 7 年 12 月
プレゼンテーション	令和 7 年 12 月
入札・開札	令和 8 年 2 月
契約締結	令和 8 年 3 月

2.5 事業場所

知多浄水場 知多市佐布里地内
筏川取水場 海部郡飛島村重宝地内
弥富ポンプ場 弥富市森津地内

2.6 更新対象設備

本事業の主な更新対象設備は次のとおりとする。詳細については別添資料に示す。

（1）計装設備

中央監視制御設備、現場監視制御設備、遠隔監視制御設備、工業計器、ITV 設備

（2）電気設備

高圧受変電設備、運転操作設備（コントロールセンタ、現場操作盤、インバータ盤）

特別高圧設備、自家発電設備及び工業用水道用高圧受配電設備（知多浄水場）は除く。

2.7 新技術の活用

水道技術者の不足による技術力低下、維持管理コストの増大等の課題に対して、IoT・AIをはじめとするデジタル技術等（以下「新技術」という。）を本事業に導入することにより、県企業庁の運転監視又は維持管理業務の効率化・高度化、維持管理コストの削減等を図ること。提案する新技術は、県企業庁への効果が定量的に評価できるものであるとともに、事業完了まで効果を発揮できる持続性を有すること。また、本事業で整備する計装設備・電気設備に付随する技術に限定しない。

なお、新技術の提案にあたり必要と認められる資料等は、事業者に貸与するため、事前に県企業庁へ申請を行うこと。申請方法については、入札説明書のとおりとするが、貸与された資料等は取り扱いに留意するとともに、本事業以外での使用及び第三者への提供をしてはならない。

また、リリース前又は開発段階の技術については、今回の提案とは別に、予め県企業庁と協議した上、本事業へ試験的に導入することができる。その際、知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場を実地検証場所として使用することもできる。この場合の知的財産等の取り扱いについては、提案内容を踏まえ、県企業庁との協議により決定するものとする。実地検証にかかる費用は原則事業者の負担とするが、土地及び施設の利用については無償とする。

第3章 設計業務に関する要求水準

3.1 総則

安全かつ確実に建設業務を行うことに加え、性能発注による民間事業者の技術力やノウハウを最大限発揮できるよう、必要となる検討・設計図書等の作成を行う。

3.2 設計業務の体制

設計業務の履行にあたり、設計図書の品質等を確保できるよう、責任が明確な実施体制を確保するとともに、設計業務全体を統括する管理技術者、設計業務について照査を行う照査技術者を配置すること。管理技術者及び照査技術者には、設計業務に関する技術上の管理、照査を行うことができる経験、能力を有する者を配置すること。ただし、管理技術者と照査技術者は兼任することはできないため留意すること。

なお、やむを得ない理由により管理技術者等を変更する場合は、変更理由を提示するとともに、県企業庁の承認を受けるものとする。

また、設計業務は工事の一工種として位置付けているため、設計業務を建設コンサルタントへ委託（下請け）することができる。ただし、業務の品質確保の観点から、設計業務の一部を委託する場合は、委託を行わせようとする相手方について、委託を行わせようとする業務の経験、また当該業務への従事が予定される者の経験又は有する資格その他技術的能力に関する審査を行うこと。

3.3 設計全般

3.3.1 設計業務計画

設計業務を着手するまでに、基本的な設計方針、実施体制、品質管理体制、事前調査の内容、県企業庁との打合せ計画及び業務工程等を記載した業務計画書を作成し、県企業庁に提出して確認を受けること。また、設計に使用する指針及び技術基準等を明確にすること。

3.3.2 設計業務実施

事業者は、業務計画書に基づき業務を進めるものとし、作業進捗状況及び作業予定を県企業庁に適宜報告すること。なお、県企業庁は、必要があると認める場合、事業者に対して、設計業務の進捗状況の報告、検討資料の提出、設計打合せの実施を求めることができる。事業者は、合理的な期間内において、この求めに応じなければならない。

また、設計業務は県企業庁と適宜打合せを行いながら進めるものとし、設計内容は本仕様書及び技術提案書の内容を踏まえて、県企業庁と十分に調整を行った上で決定するものとする。打合せには管理技術者が必ず立ち会うものとし、打合せ後は速やかに議事録を作成し県企業庁に提出するものとする。

3.3.3 事前調査

設計に必要な事前調査は、県企業庁の確認を受けた上で、自らの責任及び費用において実施すること。また、その結果を設計業務に反映させること。

事前調査により周辺環境や本事業の履行に影響を及ぼすことが判明した内容については、適切な対策を講じること。技術提案書の内容から大幅に変更が生じる場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとする。

なお、県企業庁が提供する既存図面等は、必ずしも最新の現場状況を反映しているものではないため、事前調査を行う際はこの点に留意すること。特に、新旧設備の切り替えにあたっては、浄水場の水運用の状況により1号池、2号池等の単位や、系統ごとの単位で実施することが考えられるが、既設の仕様によっては系統分割できないものがあるため、既設の制御電源等を十分に調査し、必要に応じて既設の改造及び仮設の設置等を検討し、設計業務に反映させること。

3.4 設計業務の要求水準

3.4.1 前提条件

本事業で整備する設備は、県企業庁が行う運転監視業務において、操作性・視認性に優れ、短期間での理解・習得が可能となる機能等を有するものとする。

更新後の運転監視業務が現行の運転操作方法により実施できるよう、更新後の運転操作方法、運転方案及び各種機能については現行の踏襲を基本とするが、事業者は運転管理従事者へのヒアリング等により、現行の運転操作方法等を十分に理解、把握の上、設備の安全性、安定性及び信頼性等がより一層向上する提案を検討し、理由等を整理した上で設計内容に反映させること。

ただし、上述の内容については、人的ミスを防止するため、現場操作盤のランプ類は既設と統一を図る等、運転監視業務に配慮した設計を行うことが前提である。

また、本事業は水運用を継続しながら更新整備を行うため、設計の実施に当たっては、この点に十分留意し、水処理への影響が最小限になるよう設計すること。

現行の運転操作マニュアル及び運転方案等は別添資料として示す。

3.4.2 基本条件

- (1) 本事業に必要なピット、ダクト、ラック、配管、配線及び接地工事に係る設計を含む。各種配線等は、維持管理が容易となるように敷設すること。
- (2) 既設の移設・撤去、その後の床版等の復旧に係る設計を含む。移設等は水運用に支障が無いことを確認した上で行い、隣接する他の盤に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 設備の切り替えに必要な仮設の設置・撤去に係る設計を含む。
- (4) PFI 事業者側の設備に改造等が生じないよう配慮すること。
- (5) 使用する機器は、消耗品の交換を除き、事業完了後5年程度の使用に耐え、事業完了後の継続運用にも配慮した、調達性、汎用性及び互換性が高いものを選定すること。
- (6) 絶縁劣化による漏電等を防止するため、湿気や水気の多い場所に設置する配線等は、所定の処理を行うこと。
- (7) 落雷対策として耐雷トランス、避雷器等を効果的に組み合わせること
- (8) 自動運転に必要な機能は計装設備側で構築し、計装設備の故障時においても、手動運転により水処理が継続できるよう、手動運転に必要な機能は電気設備側で構築すること。

- (9) 一部設備の故障等がシステム全体に影響しないようフェールセーフ機能を施すこと。なお、誤操作や誤動作による事故を防止するため、インターロック回路を構築する際には、点検や切り替え時の作業性を考慮し、必要最小限にすること。
- (10) プラント設備全体における効率的な設計、工事目的物の性能及び機能の向上、維持管理業務の効率化等により、総合的なライフサイクルコストの低減を図ること。
- (11) 将来の機能増設、改造及び更新に柔軟に対応できるよう、拡張性・柔軟性が高いシステム、機器を採用すること。維持管理期間中に県企業庁が行う工事に伴い必要となる機能増設等については、県企業庁が別途発注を行うため、その都度対応すること。
- (12) 設置する盤は、通風十分な構造であり、美麗にして耐震性・耐候性を有し、結露しにくい構造とするとともに、保守管理を安全かつ容易に行える構成とすること。また、維持管理動線に配慮し配置すること。筏川取水場及び弥富ポンプ場においては、津波災害警戒区域であるため、配置場所及び方法に留意すること。なお、電気室等において、新たに空調設備又は換気設備が必要となる場合、各設備の整備は本事業の範囲とする。
- (13) 機器据付及び配管工事等の施工に伴う建築物への影響については、床荷重等を十分に調査し、構造耐力上、安全であることを確認の上、施工すること。なお、事業範囲には、機器等の取り付け時の構造物のはつり、貫通及び溶接等を含むものとし、耐震補強等の大幅な補強が必要な場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとする。
- (14) 既設から信号を授受するために必要な設備の整備は、本事業の範囲とするが、既設の改造が発生しないよう十分な調査、検討を行うこと。安全性、施工性及び経済性等を考慮し、既設の改造が必要と判断した場合は、改造範囲が最小限となるよう検討し、県企業庁と協議の上、合理的な範囲内で県企業庁が実施する。その場合、対向試験に必要となる試験調整（既設側）は本事業の範囲外となるが、対向試験に必要となる試験調整（本事業設備側）は本事業の範囲となるため、留意すること。なお、事業者は、更新対象外の設備について、本事業に併せて更新することが合理的であると判断した場合、事業者の提案により事業範囲に含むことができる。

3.4.3 中央監視室（知多浄水場）

各施設の運転監視を行うため、監視業務に優れ、維持管理時の動線を考慮した配置、レイアウトにすること。レイアウトの変更等に必要な改修は本事業に含むものとし、工事期間中に仮設の中央監視室を設ける場合も同様とする。

また、入退場管理を行う機能を有する等、適切な情報セキュリティ対策を実施すること。

3.4.4 中央監視制御設備（知多浄水場）

中央監視制御設備は集中監視・分散制御システムを基本とし、中央監視室において、各施設の集中監視制御（状態、故障、計測値の監視、操作・設定の制御）に必要な信号等を集約処理し、監視、操作及び帳票作成を行う、ヒューマン・マシン・インターフェース装置とする。採用する装置は、水道施設（浄水場等）における十分な稼働実績を有するものであること。

運転監視業務で使用する監視操作用パソコンは、運用に必要な台数を設置するものとし、それぞれ独立で監視操作ができるほか、相互に独立して機能するものとする。なお、帳票データの編

集及び出力等を行う帳票パソコン（帳票プリンタを含む）は、監視操作パソコンとは別に設置し、水質、水量、薬注、電気等の日報、月報及び年報をエクセルデータで出力する機能を有すること。帳票の作成周期は、日報は1時間、月報は1日、年報は1月とし、各帳票データは5年以上保存できること。

監視操作パソコンは、全体画面、施設別画面及び設定操作画面等に一貫性があり、運転管理従事者が遅延感やストレスを感じることがなく、水処理に影響を与えないシステムレスポンスを有すること。また、中央監視室から現場操作盤で可能な手動操作を行えるものとし、監視制御を行うために必要なトレンド機能、状態・故障・動作履歴等の表示機能を有すること。

中央監視制御設備の根幹となる監視サーバ、制御LAN等は冗長化等を図る等、不具合等発生時においても通常運用に影響を及ぼさないよう、現行と同等以上の構成とすること。

セキュリティ対策としては、物理的かつ論理的な対策を検討の上、ID、パスワード等のユーザ認証、最新のセキュリティパッチでのウイルスチェック対策、ファイアウォールによる不正アクセスの防止等を実装することにより、十分なセキュリティの安全性を確保すること。特に、汎用OSを採用する場合のセキュリティ対策については、十分留意すること。

既設の中央監視制御設備の入出力点数は表4のとおりである。なお、現在、中央監視制御設備に取り込まれている各種信号のほか、現場側では入出力可能となっているが、中央監視制御設備に取り込まれていない信号についても、更新整備に併せて取り込みが可能となるよう、必要な信号点数を十分に調査の上、設計業務を進めること。

表4 入出力点数

名称	数量（点）
DI	4,400 程度
DO	1,800 程度
AI	700 程度
AO	100 程度
PI	60 程度

3.4.5 現場監視制御設備

現場監視制御設備のうち、基幹設備の監視及び制御等に使用する機器については二重化を図るほか、水処理に重要となる信号については、関連する制御を行う現場監視制御設備にも直接入力する等、不具合等発生時においても通常運用に影響を及ぼさないよう、現行と同等以上の構成とすること。また、避雷器等の保護装置により安全対策を講じること。

セキュリティ対策としては、中央監視制御設備と同程度の対策を講じるものとし、十分なセキュリティの安全性を確保すること。

3.4.6 遠隔監視制御設備

筏川取水場及び弥富ポンプ場の集中監視制御（状態、故障、計測値の監視、操作・設定の制御）を知多浄水場の中央監視制御設備で一元管理できるシステムを構築すること。知多浄水場が

らの監視・操作時において、運転管理従事者が遅延感やストレスを感じることがなく、水処理に影響を与えないシステムレスポンスを有すること。

また、知多浄水場から監視・操作が行えない場合においても、筏川取水場から弥富ポンプ場の監視・操作を可能とし、それぞれ単独でも監視・操作を行うことができるものとする。

使用する回線、通信方式はセキュリティ面、信頼性、伝送量、経済性等を踏まえて事業者の提案とし、回線又は通信事業者との契約を含むものとする。

3.4.7 テレメータ設備

親局・子局の伝送系統及び各種機能等については、既設を十分に調査の上、合理的かつ経済的な機能、構成とするものとする。

使用する回線、通信方式はセキュリティ面、信頼性、伝送量、経済性等を踏まえて事業者の提案とし、回線又は通信事業者との契約を含むものとする。

3.4.8 工業計器

各施設の監視・制御・運転・管理に必要な計測を行う機器について、信頼性、耐久性が高く、技術動向を踏まえた最適な方式を採用すること。

3.4.9 ITV 設備

中央監視室において、運転監視業務及び防犯上監視が必要とされる箇所をカメラで監視するために、ITV 設備を現行と同等以上のものへ更新すること。カメラは録画機能を有し、中央監視室の大型液晶テレビに表示するものとする。

カメラの設置場所については、県企業庁と協議の上、決定するものとする。

3.4.10 受変電設備

本事業で必要となる電力は、既設高圧フィーダ等から受電、変圧、配電を行う設備を構築して、各負荷設備、計装設備等に供給すること。

また、過電流、短絡、地絡等の保護や計測を行うものとし、設備の状態及び故障、異常等が中央監視制御設備にて監視できるよう、端子台等に出力すること。

停電時においては、既設自家発電設備から電源供給を行うものとする。また、点検時等においても施設稼働が可能となるよう停電区分等を検討し、必要な系統化や分割化を図ること。

3.4.11 運転操作設備

各負荷への電源供給及び運転・制御を行うこと。

運転・制御盤の構成は、負荷設備毎にコントロールセンタ＋補助継電器盤方式、動力制御盤方式の採用を検討すること。また、負荷設備側での操作を可能とするため、現場操作盤を設置するとともに、制御電源は、維持管理を安全かつ容易に行えるよう考慮し、系統別、機器別、号機別等に細分化して、スイッチ、ヒューズ等を設けること。

なお、現場監視制御設備との信号の授受については、ハードリレーによる制御回路の構築を基本とする。ただし、更新スペースに余裕がなく、制御回路に既設と同様の通信による制御回路を構築する場合は、レスポンスタイムが早い制御ネットワークを採用すること。

インバータ機器については高調波対策を行い、他設備の運用に支障をきたさないこと。

3.4.12 特殊電源設備

施設の信頼性、安全性を確保するために制御電源、計装電源及び監視制御設備電源として、無停電電源装置を設置すること。各設備は設置環境の良好な電気室等に設置することとし、耐久性の高い設備とすること。なお、停電補償時間は10分間とする。

3.5 セルフモニタリング

事業者は、照査技術者が行う照査とは別に、自らが行う設計業務の実施状況を整理して、設計図書が本仕様書等に規定された性能項目を満たしていること、また現場状況を十分に考慮した内容となっていることを確認する等、継続的な業務改善を進めるセルフモニタリングを実施すること。

設計業務を着手するまでに、設計業務におけるセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度及び実施結果の活用方法等を記載したモニタリング計画書を作成し、県企業庁に提出して確認を受けること。セルフモニタリングの内容は事業者の提案とする。

3.6 設計成果物の確認

令和8年度中に基本設計相当の図面を作成して県企業庁の確認を受けること。ここでいう基本設計相当とは、単線結線図、システム構成図、計装フローシート、主要設備配置図、主要配電経路図の図面とする。詳細設計については、基本設計相当の図面を県企業庁に提出し、確認を受けた後、着手するものとする。

設計業務完了時には以下の設計成果物を作成して県企業庁の確認を受けること。提出部数等については、県企業庁と協議の上、その指示に従うものとする。工事設計書の作成にあたっては、県企業庁の積算基準及び歩掛表【水道編】に準拠し、積算基準等に定めのない事項については県企業庁の確認を要する。設計成果物の引き渡しは、工事目的物の引き渡しに併せて行うものとする。

設計成果物の一部として、事業者が実施したセルフモニタリングの結果を示す要求性能確認報告書を県企業庁に提出すること。

- (1) 設計図・施工図
- (2) 機器製作図
- (3) 各種機器仕様書
- (4) 各種計算書
- (5) 工事設計書（建設業務及び維持管理業務）
- (6) 要求性能確認報告書
- (7) その他必要な事項

第4章 建設業務に関する要求水準

4.1 総則

県企業庁の確認を受けた設計図書に基づき建設工事及び完成図書等の作成を行う。

4.2 建設業務の体制

建設業務の履行にあたり、安全な工事实施を実現できる高い施工能力・現場管理能力を確保した体制を構築し、水処理の支障とならないよう万全を期して施工すること。また、事故及び故障が発生した場合、速やかに必要な技術者の参集、部品の調達、その他復旧に必要な措置ができるよう緊急連絡体制を確立すること。緊急連絡体制は予め施工計画書に反映させること。

建設業法第26条に定める監理技術者を専任で配置すること。なお、設計業務及び工場製作時は専任である必要はなく、工場から現地へ工事現場が移行する際には、監理技術者の変更を認める。

4.3 工事全般

4.3.1 施工計画書

事業者は、安定的かつ継続的な水の供給を確保するため、本事業による水処理への影響が最小限になるよう施工計画書を作成し、県企業庁に提出して承認を受けること。施工計画書は工事開始日30日前までに県企業庁に提出すること。

なお、施工計画書の作成において以下の点に留意すること。

- (1) 各施設は長時間の取水・送水停止ができないことから、水処理に影響を及ぼす作業については、事前に水処理の停止可能時間等を県企業庁と十分に調整すること。
- (2) 事業者は工事状況を県企業庁に毎月報告するほか、県企業庁から要請があれば施工の事前説明及び事後報告を行うこと。県企業庁は施工状況を適宜確認できるものとする。また、当初工程に変更が生じる場合は、県企業庁と協議の上、新たな工程を策定すること。
- (3) 県企業庁が実施する浄水場内の工事、委託業務等について、事前に十分な調整を行うこと。今後は、県企業庁が有する広域送水監視制御システム及び多重無線設備の更新整備等を予定しており、本事業とは別に県企業庁が発注するため、同工事との調整を適切に図ること。なお、具体の実施時期、内容等については、県企業庁から別途情報提供を行う。
- (4) 作業日は原則として土曜日、日曜日、祝日及び年末・年始を除いた日とすること。作業時間については、原則として午前9時から午後5時までとすること。なお、緊急作業等、止むを得ない作業については、県企業庁の承認を受けた上で実施することができる。
- (5) 特殊な材料・工法等を採用する場合は、事前に県企業庁の承認を受けること。
- (6) 使用材料は、新品に限る。ただし、仮設に使用する材料についてはこの限りではない。

4.3.2 現場工事

事業者は、関連法令の遵守、仕様書等の適用により、工事の安全確保に十分留意するとともに、県企業庁の承認を受けた施工計画書に従って施工すること。

なお、施工において以下の点に留意すること。

- (1) 既設構造物又は設備に損傷を与えた場合は事業者の責任・負担により復旧を行うこと。
- (2) 工事関係者及び第三者の安全確保と各施設の衛生面に十分配慮すること。
- (3) 電気工事は県企業庁が選任する電気主任技術者の指示に従い施工すること。
- (4) 設備、材料を納入する際、事前に当該設備の工場検査結果等を県企業庁に提出すること。
- (5) 施工にあたり、設計図書に変更がある場合は、変更した内容を明記の上、設計図書の修正を行い、該当部分の施工の実施に先立ち県企業庁の承認を受けること。
- (6) 施工により生じた発生材は、事業者の責任において処理するものとする。撤去する設備については、事前に県企業庁の確認を受けること。

4.3.3 新旧設備の切り替え

知多浄水場、筏川取水場及び弥富ポンプ場の各施設の設備切り替えは、水運用の観点から基本的に同時に実施しないこととするが、設備切り替えの準備として実施する配線工事や機器据付等は実施することができる。事業者は切り替え手順書を施工前に県企業庁に提出し、県企業庁の承認を受けた切り替え手順書に従って施工すること。切り替え手順書は、各設備の切り替え実施 14 日前までに県企業庁に提出すること。

なお、設備の切り替えにおいて以下の点に留意すること。

- (1) 設備切り替え時に想定されるリスクを整理し、適切な対処方法及び体制を確保すること。
- (2) 切り替えは設備単位（沈澱池設備、ろ過設備、薬注設備、送水設備等）の系統ごと（1～4 系統等）に行う等、水処理への影響を最小限にすること。
- (3) 運転監視業務は県企業庁が行うことから、運転監視業務に十分配慮した計画を策定するとともに、設備の切り替えにあたり必要となる教育、研修を都度実施すること。
- (4) 新旧設備が混在する期間をできる限り短くすること。

4.3.4 試運転

事業者は、設置した各設備について試運転を行い、個々の設備及びシステム全体としての性能及び機能を確実に確認すること。

なお、総合試運転の実施前には、機器単独並びに設備ごとの試運転を完了させておくこととし、試運転期間中、設備の故障及び不具合等が発生した場合、事業者は原因の調査を行い、対応策を検討の上、県企業庁の承認を受けた対応策を実施すること。

また、試運転の実施にあたっては事前に試運転実施計画書を作成し、県企業庁に提出して承認を受けること。水処理に影響を及ぼす試運転については、県企業庁の立会いのもと試運転を実施すること。試運転実施計画書は、各設備の試運転実施 14 日前までに県企業庁に提出すること。

4.3.5 操作説明会

事業者は、設備供用開始前までに、本事業で整備した設備を対象とした操作マニュアルを作成し、県企業庁に提出して確認を受けるとともに、操作説明会を実施すること。

4.3.6 情報セキュリティ対策

事業者は、機器製作据付の段階において信頼できる品質保証体制を確保し、最新の情報セキュリティ対策を講じること。品質保証においては、不正なプログラム変更等を防止する物理的かつ論理的な対策を講じるとともに、不正の有無を確認する検査を行い、その検査結果及び導入した情報セキュリティ対策を県企業庁に報告するものとする。不正なプログラム変更等の恐れがあることを発見した場合には、詳細な調査や立入検査等に協力すること。

4.4 セルフモニタリング

事業者は、自らが行う建設業務の実施状況を整理して、設計図書のとおり機器が製作されていること、施工計画書のとおり施工されていること、工事関係者及び第三者の安全が確保されていること等を確認し、継続的な業務改善を進めるセルフモニタリングを実施すること。

建設業務の着手前までに、建設業務におけるセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度及び実施結果の活用方法等を記載したモニタリング計画書を作成し、県企業庁に提出して確認を受けること。セルフモニタリングの内容は事業者の提案とする。

4.5 完成図書の提出

事業者は建設工事に関わる以下の完成図書を作成し、完了検査の実施日の14日前までに県企業庁に提出すること。提出部数等については、県企業庁と協議の上、その指示に従うものとする。

また、完成図書の一部として、事業者が実施したセルフモニタリングの結果を示す要求性能確認報告書を県企業庁に提出すること。

なお、完了検査後、県企業庁が保有する設備台帳システムに、整備した機器の仕様及び図面等を追加すること。追加する内容及び方法の詳細については、県企業庁が別途指示する。

- (1) 完了図・施工図（単線結線図、計装フロー図、システム構成及び運転方案等を含む）
- (2) 工事費精算書
- (3) 工事写真
- (4) 試運転結果報告書
- (5) 取扱説明書及び操作マニュアル
- (6) 要求性能確認報告書
- (7) その他必要な事項

4.6 出来形検査及び完了検査

事業者は、工事過程の出来高について県企業庁に報告し、毎事業年度末に実施する出来形検査、令和12年度に実施する工事目的物の引き渡し検査、令和13年度に実施する工事完成に伴う完了検査を受けること。検査の結果、本仕様書、設計図書及び施工計画書等に適合しない場合、県企業庁

は事業者に対して補修又は改造を求めることができる。出来形検査及び工事目的物の引き渡し検査に必要となる資料等については、県企業庁と協議の上、その指示に従うものとする。

第5章 維持管理業務に関する要求水準

5.1 総則

事業者は、各設備の工事完了から事業完了までの間、設備の性能を維持するよう、また関係法令及び仕様書等に基づく適切な保守点検・修繕を行う。

5.2 業務範囲

維持管理業務の範囲は、事業者が更新及び新設した設備全てを対象とする。

県企業庁の運転管理従事者が行う日常巡視点検は対象外とする。

5.3 維持管理業務の体制

5.3.1 維持管理体制

事業者の提案内容に基づく維持管理計画を策定し、それを実施できる体制を確立すること。また、維持管理業務に従事する作業員は、本設備に習熟し、かつ法令等により定められた取扱資格をもっている者を配置すること。

5.3.2 緊急時連絡体制

設備の事故及び故障が発生した場合に、必要な技術者の参集、部品の調達、その他復旧に必要な措置ができる緊急時連絡体制を確立すること。緊急時の連絡体制は毎年作成して、県企業庁の確認を得ることとし、変更があった場合も同様に確認を得ること。

県企業庁から設備故障等の報告を受けた時には、24 時間体制で電話等による技術支援を行うとともに、速やかに現場調査を実施の上、故障原因を究明し、修理方法について迅速に報告すること。必要な技術者の参集、技術支援及び予備品確保の費用は本事業に含むものとするが、修繕の内容によっては、県企業庁が別途発注するため、協議に応じること。

5.4 維持管理全般

事業者は、各設備の工事完了から事業完了までの 20 年間、設備の性能を維持するよう、法令点検及び各種試験等を実施する保守点検を行い、必要に応じて修繕や取替等を行うこと。保守点検の内容及び頻度については、法定及び仕様書に基づくものとするが、20 年間の維持管理業務であることを鑑みて、点検頻度を減らす等の創意工夫を図り、最適な保守点検計画を策定すること。修繕の内容及び頻度については、設備の機能を保持するとともに、ライフサイクルコストの低減を図り、設備ごとに最適な修繕計画を策定すること。

なお、更新整備期間中に供用を開始した設備については、維持管理業務の開始に先立ち、自らの責任及び費用において、必要となる法定点検等を実施すること。

また、事業者は、維持管理業務を実施するにあたって、業務の内容を記載した各計画書を県企業庁に提出し、承認を受けること。

5.4.1 維持管理計画書

維持管理業務を開始する 30 日前までに、事業完了までの期間において、業務遂行に必要な以下の事項を記載した維持管理計画書を県企業庁に提出すること。運転操作研修については、運転監視業務を行う県企業庁の新規従事者が運転操作方法等を短期間で理解・習得できるよう、必要な研修計画を策定すること。運転操作研修の内容は事業者の提案とする。

やむを得ない事情により、維持管理計画を変更する場合は、県企業庁と別途協議の上、対応を決定するものとする。

- (1) 実施方針
- (2) 実施体制
- (3) 事業完了までの保守点検・修繕計画
- (4) 緊急時対応
- (5) 事業完了までの運転操作研修
- (6) その他必要な事項

5.4.2 年間維持管理計画書

当該業務の前年度末の 14 日前までに、各年度 1 年間の年間維持管理計画書を県企業庁に提出すること。主に年間を通じた基本的事項、スケジュールを把握できるように作成し、年間維持管理計画書には、以下の内容を記載すること。

なお、保守点検計画及び修繕計画には、作業に伴う他設備への影響や設備ごとの停止時間、停止・起動の具体的な操作方法等、水処理に必要な情報を記載することとし、計画に変更があった場合は、速やかに県企業庁に修正版を提出すること。

- (1) 実施体制
- (2) 保守点検計画
- (3) 修繕計画
- (4) 緊急時連絡体制
- (5) 運転操作研修
- (6) その他必要な事項

5.4.3 保守点検の実施

事業者は、各設備について、常に正常な機能を維持できるよう設備ごとに作成した保守点検計画に従って保守点検を行うこと。保守点検により設備等が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられた場合には、適切な方法（修理、交換、分解整備及び調整等）により対応すること。

また、作業内容は全て記録し、法令等に定めのある場合を除き、保守点検記録は 5 年以上保管すること。これらの記録は、月間業務報告書として、毎月県企業庁に提出すること。

5.4.4 修繕の実施

事業者は、あらかじめ作成した修繕計画に従い、必要に応じた設備の修繕を行うこと。修繕により、機器仕様や配線ルート等が変更になった場合は、完了図等を修正し、常に現場状況との整合性を図ること。修繕には、修繕に必要な部品の調達及び廃棄も含むものとする。

また、作業内容は全て記録し、法令等に定めのある場合を除き、修繕記録は事業完了時まで保管すること。これらの記録は、月間業務報告書として、毎月県企業庁に提出すること。

5.4.6 情報セキュリティ対策

事業者は、外部からのサイバー攻撃等により水処理に著しい支障を及ぼすことが無いよう、最新の情報セキュリティ対策を講じるとともに、サイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、従事者のサイバーセキュリティリテラシーの維持向上に努めること。情報セキュリティ対策には、運転管理業務で使用する監視用パソコンのサポート期間終了に伴うバージョンアップ等を含むものとする。

また、特定重要設備をはじめとした電子計算機が設置されている区域には、実施体制に記載以外の県企業庁に許可されていない者の立入を制限する、物理的かつ論理的な入退室管理対策を行うものとする。

5.5 セルフモニタリング

事業者は、自らが行う維持管理業務の実施状況を整理して、保守点検・修繕が計画どおり実施されていること、また各設備が提案どおりの性能を発揮していることを逐次確認する等、継続的な業務改善を進めるセルフモニタリングを実施すること。

維持管理業務の着手前までに、維持管理業務におけるセルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度及び実施結果の活用方法等を記載したモニタリング計画書を県企業庁に提出し、確認を受けること。セルフモニタリングの内容は事業者の提案とする。

5.6 業務報告書の提出

事業者は、維持管理期間中に実施した保守点検・修繕について、各年度末に当該年度の年間業務報告書として取りまとめ、部分完了検査及び完了検査の実施日の14日前までに県企業庁に提出すること。提出部数等については、県企業庁と協議の上、その指示に従うものとする。

また、維持管理業務期間中、故障又は事故等が発生した場合には、故障の内容、原因及び実施した対応等を記載した故障事故報告書を作成し、発生後速やかに県企業庁に提出すること。

年間業務報告書の一部として、事業者が実施したセルフモニタリングの結果を示す要求性能確認報告書を県企業庁に提出すること。

なお、部分完了検査及び完了検査後、県企業庁が保有する設備台帳システムに、点検及び修繕の内容を追加すること。追加する内容及び方法の詳細については、県企業庁が別途指示する。

5.7 部分完了検査及び完了検査

県企業庁は、事業の実施状況を確認するため、部分完了検査及び完了検査を実施する。各検査は、年間業務報告書が提出される各年度末に行い、県企業庁は必要に応じて事業者が行う業務の実施状況を現地にて確認する。

県企業庁が行う検査の結果、業務の実施状況が本仕様書、技術提案書及び維持管理業務計画書等の性能等を満たしていないと認められるときは、県企業庁は事業者に改善措置を求める。

事業者は県企業庁より改善措置を求められたときは、速やかに適切な措置を講じるとともに、その結果を県企業庁に報告しなければならない。

第6章 その他

6.1 事業完了時の確認

事業者は、本事業の最終年度において、維持管理業務を行った全ての設備を対象に、本仕様書及び技術提案で示した性能を発揮できる機能を有し、かつ、著しい損傷がない状態であることを確認すること。確認結果は確認結果報告書に取りまとめ、県企業庁の承認を受けること。

確認結果報告書には、今後必要となる保守点検及び修繕の内容、留意点等を記載すること。

6.2 本仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項であっても、本事業を遂行していくうえで必要と認められる事項については、事業者の責任において実施すること。

なお、本仕様書に疑義を生じた場合は、県企業庁と事業者が双方協議の上、県企業庁が定めるものとする。

<添付資料>

別紙 1	更新対象設備一覧表
別紙 2	機器配置図
別紙 3	リスク管理表

別紙 1 更新対象設備一覧表

知多浄水場 計装設備 計装盤、監視制御設備

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所		備考
○	管理棟電気室計装電源盤	IB-1	1	管理棟	1F旧倉庫	原水、活性炭、1,2系沈殿池
○	薬品注入設備計装電源盤	IB-2	1	↓	B1F薬品室	
○	1系ろ過池設備計装電源盤	IB-4A	1	ろ過池	電気室	
○	2系ろ過池設備計装電源盤	IB-4B	1	↓	↓	
○	送水ポンプ設備計装電源盤	IB-5	1	1,2系送水ポンプ棟	B1F	排水排泥、濃縮槽
○	工水設備計装電源盤	IB-6	1	工水電気室	旧工水電気室	
○	水質計器計装電源盤	IB-7	1	管理棟	2F監視室	
○	排水池水質計器盤	KP-51	1	排水池、排泥池		屋外自立型
○	濃縮槽設備計装電源盤	IB-52	1	濃縮槽	電気室	
○	5・6号送水ポンプ浄水池水位切替盤	RY-5LTA	1	1,2系送水ポンプ棟	B1F	
○	3系送水ポンプ設備地区監視盤	KAP-5	1	3系送水ポンプ棟	B1F制御室	
○	1系ろ過脱泡槽中継端子盤	—	1	ろ過池	1系ろ過池B1F	屋内壁掛型
○	2系ろ過脱泡槽中継端子盤	—	1	↓	↓	屋内壁掛型
○	阿久比テレメータ計装盤	TMR	1	阿久比幹線ポンプ室	配水ポンプ室	
○	管理棟電気室コントローラ盤(1)(2)	(STN-17)、PC-11,12	2	管理棟	1F旧倉庫	場外系、原水、1・2系沈殿池
○	薬注設備コントローラ盤(1)(2)	(STN-18)、PC-21,22	2	↓	B1F薬品室	
○	ろ過池設備コントローラ盤(1)(2)	(STN-19)、PC-41,42	2	ろ過池	電気室	
○	送水ポンプ設備コントローラ盤(1)(2)	(STN-20)、PC-51,52	2	1,2系送水ポンプ棟	B1F	排水排泥、濃縮槽
○	工水設備コントローラ盤(1)(2)	(STN-21)、PC-61,62	2	工水電気室	旧工水電気室	
○	ミニグラ用コントローラ盤(1)(2)	(STN-13)、PC-71,72	2	管理棟	1F無線機室	ミニグラ盤廃棄のため
○	3系送水ポンプ設備コントローラ盤	(STN-26)、RCS-5A,5B	2	3系送水ポンプ棟	B1F制御室	
○	特高棟コントローラ盤	(STN-25)、H-RCS-1,2	2	特高受電棟	新特高棟電気室	
○	原水流入・活性炭注入設備SQC盤	SQC-1	1	活性炭注入棟	1F電気室	
○	活性炭注入設備中継端子盤	LTB-101	1	↓	↓	
○	1系、2系沈殿池SQC盤	SQC-3A、3B	2	沈殿池	B1F	
○	薬品設備用SQC盤	SQC-2	1	管理棟	B1F薬品室	
○	1系、2系ろ過池SQC盤	SQC-4A、4B	2	ろ過池	電気室	
○	1系ろ過池中継端子盤(1)(2)	LTB-401A、401B	2	↓	1系ろ過池B1F	屋内自立型
○	2系ろ過池中継端子盤(1)(2)	LTB-402A、402B	2	↓	↓	↓
○	排水排泥設備SQC盤	SQC-51	1	1,2系送水ポンプ棟	B1F	
○	濃縮槽設備SQC盤	SQC-52	1	濃縮槽	電気室	
○	工水設備SQC盤	SQC-61	1	工水電気室	旧工水電気室	
○	工水設備中継端子盤	TB-61	1	↓	↓	
○	第1機械室中継端子盤	LTB-601	1	↓	工水第1機械室	屋内自立型
○	第2機械室中継端子盤	LTB-602	1	↓	工水第2機械室	↓
○	1系導水ポンプ設備SQC盤	SQC-62	1	1系導水ポンプ室	1系導水ポンプ室	
○	1系導水中継端子盤	LTB-603	1	制水弁室	工水制水弁室	
○	2系導水ポンプ設備SQC盤	SQC-63	1	2系導水ポンプ室	2系導水ポンプ室	
○	2系導水中継端子盤	LTB-604	1	制水弁室	工水制水弁室	
○	阿久比幹線ポンプ設備SQC盤	SQC-64	1	阿久比幹線ポンプ室	配水ポンプ室	
○	東浦幹線配水ポンプ設備SQC盤	SQC-651	1	東浦配水ポンプ室	配水ポンプ室	桜鐘TM含む
○	筏川弥富監視サーバ盤	SVR	2	管理棟	1F旧倉庫	
○	特高・自家発電監視用伝送装置盤	HUB-1	1	管理棟	1F電気室	
○	ゲートウェイ盤	—	1	管理棟	1F無線機室	
	デジタル多重化装置	—	1	↓	↓	
	多重化装置	—	1	↓	↓	
	指令監視制御装置	—	1	↓	↓	
	12GHz帯多重無線装置	—	1	↓	↓	
	7.5GHz帯多重無線装置	—	1	↓	↓	
	通話切替装置	—	1	↓	↓	
	監視カメラ制御盤	—	1	↓	↓	
	通信制御処理装置分電盤	—	1	↓	↓	
	情報収集配信装置(浄水場)	—	1	↓	↓	

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所		備考
	情報端末（広域）	—	1	管理棟	2F監視室	
	障害表示盤	—	1	↓	↓	
○	ミニグラ監視操作卓	MGP	1	↓	↓	ミニグラ盤廃棄のため
○	ITVモニタ	ITV-1	1	↓	↓	
○	ITVモニタ	ITV-2	1	↓	↓	
	広域監視装置	—	1	↓	↓	
○	受変電用監視制御装置	CRT-1	1	↓	↓	HM1、LCD
○	浄水（上水）用監視制御装置	CRT-2	1	↓	↓	HM1、LCD
○	浄水（上水）用監視制御装置	CRT-3	1	↓	↓	HM1、LCD
○	工水用監視制御装置	CRT-4	1	↓	↓	HM1、LCD
○	ITV制御装置(1)	ITV-CNT1	1	↓	↓	
○	ITV制御装置(2)	ITV-CNT2	1	↓	↓	
○	データサーバ装置	SVR-1	1	↓	↓	
○	データサーバ装置	SVR-2	1	↓	↓	
○	同上監視パソコン一式	—	1	↓	↓	
○	プリンタ（メッセージ用）	PRT-1	1	↓	↓	
○	プリンタ（帳票用）	PRT-2	1	↓	↓	
	帳票（情報処理用）パソコン	—	1	↓	↓	
	放送用デスク	BC-01	1	↓	↓	
	火災報知器	FN-01	1	↓	↓	
	非常用FAX	—	1	↓	↓	
	パソコン（WAN）	—	1	↓	↓	
	プリンタ（WAN）	—	1	↓	↓	
	パソコン、プリンタ1（LAN）	—	1	↓	↓	
	パソコン、プリンタ2（LAN）	—	1	↓	↓	
○	図面管理用パソコン	—	1	↓	↓	スキャナ、プリンタ含む
○	筏川弥富遠隔監視装置-1（監視PC）	—	1	↓	↓	
○	筏川弥富遠隔監視装置-2（監視PC）	—	1	↓	↓	
○	監視PC（帳票用）	—	1	↓	↓	プリンタ付属
○	筏側・弥富ITVモニタ(1)	—	1	↓	↓	
○	筏側・弥富ITVモニタ(2)	—	1	↓	↓	
○	特高・自家発電監視制御装置	HIS-1	1	↓	↓	
○	送水ポンプ用監視制御装置	HIS-2（HIS-C）	1	↓	↓	HIS-3、プリンタ含む
○	特高棟監視カメラ操作卓	CAM-1	1	↓	↓	
○	特高棟大型モニタ	CAM-2	1	↓	↓	

対象	機器名又はループ名称	数量	設置場所		備考
○	工水導流入流量	1	量水器室・着水井	流入弁室	超音波式
○	活性炭接触池水位	1	活性炭接触池	活性炭接触池	超音波式
○	上水導流入流量	1	量水器室・上水着水井	上水着水井	超音波式
○	着水井流入流量	1	↓	↓	超音波式
○	着水井返送流量	1	↓	↓	超音波式
○	知多導水流量（愛知用水導流入流量）	1	活性炭接触池	付近のマンホール内	超音波式
○	着水井水位	1	量水器室・着水井	着水井	投込み式
○	着水井流出流量	2	↓	↓	超音波式
○	排泥池水位	2	排泥地	排泥池	超音波式
○	1系・2系沈殿池流出渠水位	2	沈殿池	1系・2系沈殿池	投込み式
○	1号・2号排泥池汚泥界面	2	排泥地	1号・2号排泥池	超音波式界面計
○	1系ろ過池損失水頭	8	ろ過池	1系ろ過池	差圧式
○	2系ろ過池損失水頭	8	↓	2系ろ過池	差圧式
○	1系ろ過流量	8	↓	1系ろ過池	差圧式
○	2系ろ過流量	8	↓	2系ろ過池	差圧式
○	排水池PH	1	排水池	排水池	
○	排水池濁度	1	↓	↓	表面産散乱式
○	総ろ過流量	1	塩素混和池	混和池入口	超音波式
○	排水池水位	2	排水池	排水池	投込み式
○	1号、2号濃縮槽汚泥界面計	2	濃縮槽	1号、2号濃縮槽	超音波式
○	1号、2号濃縮槽水位	2	↓	↓	電波式
○	濃縮槽汚泥引抜濃度	1	↓	↓	超音波式
○	濃縮槽汚泥引抜流量	1	↓	↓	電磁式（φ150）
○	UV計	1	管理棟	管理棟屋上	UV-A radiometer
○	雨量計	1	↓	↓	転倒式
○	1号、2号浄水池水位	2	1,2号浄水池	1,2号浄水池	投込み式
○	常滑系送水流量	1	↓	常滑系送水管	超音波式
○	常滑系送水圧力	2	↓	常滑系送水管	圧力式
○	常滑調整池水位	1	情報収集配信装置より	—	—
○	阿久比広域調整池水位	1	↓	—	—
○	常滑広域調整池水位	1	↓	—	—
○	3-1,3-2浄水池水位	2	3系浄水池	3-1,3-2浄水池	圧力式
○	知多系/知多常滑系送水戻し流量	1	3系送水ポンプ棟	ポンプ室	電磁式（φ400）
○	表洗流量	1	↓	↓	超音波式（φ300）
○	逆洗流量	1	↓	↓	超音波式（φ900）
○	知多系/知多常滑系送水流量	1	↓	↓	超音波式（φ1000）
○	知多系/知多常滑系送水圧力	2	↓	↓	圧力式
○	知多常滑系送水流量	1	↓	↓	超音波式（φ1000）
○	知多常滑系送水圧力	1	↓	↓	圧力式
○	廃液ビット液位	1	管理棟	B1F 薬品室	超音波式
○	1号PAC貯留槽液位	1	↓	↓	電波式
○	2号PAC貯留槽液位	1	↓	↓	電波式
○	廃液ビット液位	1	↓	↓	超音波式
○	1号NaOH貯留槽液位	1	↓	↓	電波式
○	2号NaOH貯留槽液位	1	↓	↓	電波式
○	紫外線計（A波測定用）	1	↓	2F水質試験室	
○	沈水色度	2	↓	↓	

今回更新 対象	機器名又はループ名称	数量	設置場所		備考
○	幹線水位	1	佐布里池	工水幹線	フロート式
○	分水工水位（流量換算）	1	↓	↓	フロート式
○	佐布里池水位	1	↓	取水塔	フロート式
○	避雷器ボックス（水位、濁度用）	1	↓	↓	—
○	佐布里池濁度	1	↓	↓	表面散乱式
○	佐布里池導流入流量	1	↓	駐車場横の建屋	
○	工水取水流量	2	工水沈澱池	1系、2系制水弁室	電磁式（φ1000）
○	工水沈殿池流出渠水位	1	工水沈澱池	流出渠	フロート式
○	工水配水池水位	3	工水配水池	1～3号配水池	フロート式
○	工水配水流量	2	↓	1系、2系工水流出管	電磁式（φ1000）
○	工水配水圧力	2	↓	↓	圧力式
○	工水スラッジビット水位	1	スラッジビット	スラッジビット	投込み式
○	工水スラッジビット（ポンプビット）水位	1	スラッジビット	ポンプビット	投込み式
○	工水阿久比吸込圧力	1	阿久比幹線ポンプ室	阿久比幹線ポンプ室	圧力式
○	工水阿久比調整池水位	1	工水阿久比調整池		投込み式
○	工水阿久比調整池配水流量	1	↓		
○	工水阿久比配水流量	1	阿久比幹線ポンプ室	阿久比幹線ポンプ室	超音波式
○	工水阿久比配水圧力	1	↓	↓	圧力式
○	工水東浦配水圧力	1	東浦配水ポンプ室	東浦配水ポンプ室	圧力式
○	工水東浦配水流量	1	↓	↓	超音波式

筏川取水場 計装設備 計測信号 (AI)

対象	機器名又はループ名称	数量	設置場所	備考
○	1系沈砂池水位	1	1系沈殿池	投込み式
○	2系沈砂池水位	1	2系沈殿池	投込み式
○	ポンプ井水位	1	ポンプ井	圧力式
○	ポンプ吐出弁圧力	1	↓	圧力式
○	導水流量	1	流量計室	超音波式 (φ900)
○	サージタンク水位	1	サージタンク	圧力式

弥富ポンプ場 計装設備 計測信号 (AI)

対象	機器名又はループ名称	数量	設置場所	備考
○	ポンプ井水位	2	弥富ポンプ場	投込み式
○	導水ポンプ吐出圧 (1～3号ポンプ)	3	↓	差圧式
○	導水ポンプ吐出圧 (本管)	1	↓	圧力式
○	導水流量	1	↓	超音波式

筏川取水場 計装設備 計装盤、監視制御装置

対象	盤名称	盤記号	面数 (台数)	設置場所	備考
○	LCD監視操作卓(1)	HIS-01	1	2F中央監視室	
○	LCD監視操作卓(2)	HIS-02	1	↓	
○	監視カメラ操作卓	I-CAM-01	1	↓	ITV-1 (E13) 、PC、CRT含む
○	プリンタ	PRT-01	1	↓	
○	プロセスコントローラ盤(1)	RCS-01	1	↓	
○	プロセスコントローラ盤(2)	RCS-02	1	↓	
○	監視モニタ (天吊)	—	2	↓	
	多重化装置	—	1	↓	
○	ITV機器収納盤(1)	ITV-C21	1	↓	
○	ITV機器収納盤(2)	ITV-C22	1	↓	
	7.5GHz帯多重無線装置	—	1	↓	
	デジタル多重化装置	—	1	↓	
○	指令監視制御装置	—	1	↓	
○	中継端子盤	TB	1	↓	
○	受電棟入出力装置盤	RIO-01	1	特高受変電棟4F電気室	CTR (コントローラ) 収納

弥富ポンプ場 計装設備 計装盤、監視制御装置

対象	盤名称	盤記号	面数 (台数)	設置場所	備考
○	プリンタ	PRT-11	1	管理棟2F監視制御室	SW-HUB含む
○	LCD監視制御操作卓	HIS-11	1	↓	↓
○	ITV操作卓	ITV-D	1	↓	
○	計装盤	KP	1	↓	
○	プロセスコントローラ盤	RCS-11、12	2	↓	
○	中継端子盤	TB-11	1	管理棟2F制御盤室	
○	ITV機器収納盤(1)(2)	ITV-C11、C12	2	↓	
○	ITV機器収納盤	—	1	↓	

知多浄水場 通信設備

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所		備考
○	電動弁制御盤親局	—	1	管理棟	1F無線機室	場外電動弁テレメータ子局含む
○	伝送装置盤	SHB-7	1	管理棟	1F無線機室	二重化伝送装置、DSU、ルータなど

筏川取水場 通信設備

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所		備考
			(台数)			
○	遠征装置（親局）	—	1	2F中央監視室		
	（長良川導水管理所対向親局）	—	(1)	↓		収納機器
	（知多浄水場対向親局）	—	(1)	↓		収納機器
○	長良川導水管理所子局	—	1	長良川導水管理所		
○	知多浄水場子局	—	1	知多浄水場		
○	テレメータ装置	—	1	2F中央監視室		木曽川公団対向親局
○	知多浄水場向け伝送装置盤	RE11	1	↓		
○	回線接続装置	—	2	↓		弥富ポンプ場、知多浄水場接続

弥富ポンプ場 通信設備

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所		備考
			(台数)			
○	筏川取水場向け伝送装置	—	1	2F監視制御室		二重化伝送装置、DSU、ルータなど

知多浄水場 電気設備 管理棟電気室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	1号動力・照明変圧器一次盤	HC-13A・14A	1	管理棟1階電気室	
○	1号引込受電盤	HC11A	1	↓	
○	1号母線連絡盤	HC12A	1	↓	
○	2号母線連絡盤	HC12B	1	↓	
○	2号引込受電盤	HC11B	1	↓	
○	2号動力・照明変圧器一次盤	HC13B・14B	1	↓	
○	1号動力変圧器盤	TC-11A	1	↓	
○	1号動力主幹盤	LC-11A	1	↓	
○	2号動力変圧器盤	LC-11B	1	↓	
○	2号動力主幹盤	TC-11B	1	↓	
○	1号照明変圧器盤	TC-12A	1	↓	
○	1号照明分電盤	LC-12A	1	↓	
○	2号照明変圧器盤	TC-12B	1	↓	
○	2号照明分電盤	LC-12B	1	↓	
○	共通分電盤（三相）	DB-101	1	↓	
○	共通分電盤（单相）	DB-102	1	↓	
○	蓄電池盤	UPS-11	1	↓	
○	整流器盤	UPS-12	1	↓	
○	インバータ盤	UPS-13	1	↓	
○	切換盤	DB-K	1	↓	
○	無停電電源装置（増設ユニット）	UPS-14	1	↓	

知多浄水場 電気設備 管理棟旧倉庫

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	インバータ	多重無線用	1	管理棟1階倉庫	
○	アルカリ蓄電池盤		1	↓	
○	整流器盤		1	↓	
	蓄電池盤	V90用	1	↓	撤去のみ
	交流無停電電源盤		1	↓	撤去のみ

知多浄水場 電気設備 管理棟地下1階

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	薬品注入設備コントロールセンタ	CC-2	3	管理棟地下1階薬品室	

知多浄水場 電気設備 活性炭棟

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	定量供給機盤	LPC-1	1	活性炭棟1階電気室	
○	1号動力制御盤	LP-1	1	↓	
○	2号動力制御盤	LP-2	1	↓	
○	共通制御盤	PC-1	1	↓	
○	原水流入設備コントロールセンタ	CC-1	4	↓	

知多浄水場 電気設備 1系導水ポンプ室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	1系導水ポンプ引込盤	HC-D01	1	1系導水ポンプ室	
○	1-1導水ポンプ盤	－	1	↓	
○	1-2導水ポンプ盤	－	1	↓	
○	1-3導水ポンプ盤	－	1	↓	
○	1-4導水ポンプ盤	－	1	↓	
○	コントロールセンタ	－	1	↓	
○	補助継電器盤	RY-62	1	↓	

知多浄水場 電気設備 制水弁室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	1系導水ポンプ廻り弁コントロールセンタ	CC01	2	制水弁室	制水弁現場盤含む
○	1系補助継電器盤	CRB01	1	↓	

知多浄水場 電気設備 2系導水ポンプ室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	2系導水ポンプ引込盤	HC-630	1	2系導水ポンプ室	
○	2-1導水ポンプ盤	CBS-631	1	↓	
○	2-2導水ポンプ盤	CBS-632	1	↓	
○	2-3導水ポンプ盤	CBS-633	1	↓	
○	2-4導水ポンプ盤	CBS-634	1	↓	
○	2系導水ポンプコントロールセンタ	CC-63	2	↓	

知多浄水場 電気設備 阿久比ポンプ室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	引込盤	－	1	阿久比ポンプ室	
○	変圧器盤	－	1	↓	
○	1号配水ポンプ盤	－	1	↓	
○	2号配水ポンプ盤	－	1	↓	
○	中継端子盤	－	2	↓	
○	直流電源装置	－	1	↓	

知多浄水場 電気設備 沈澱池

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	1系コントロールセンタ	CC-3A	4	沈澱池地下1階	
○	2系コントロールセンタ	CC-3B	4	↓	

知多浄水場 電気設備 ろ過池

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	1系ろ過池設備コントロールセンタ	CC-4A	6	ろ過池電気室	
○	2系ろ過池設備コントロールセンタ	CC-4B	6	↓	

知多浄水場 電気設備 1・2系送水ポンプ棟

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	蓄電池盤	BATP	1	1・2系送水ポンプ電気室	
○	整流器盤	PDC-1	1	↓	
○	蓄電池盤	UPS-5011	1	↓	
○	整流器盤	UPS-5012	1	↓	
○	インバータ・分電盤	UPS-5013	1	↓	
○	1号動力／照明変圧器一次盤	HC-53A,54A	1	↓	
○	1号引込受電盤	HC51A	1	↓	
○	1号母線連絡盤	HC52A	1	↓	
○	2号母線連絡盤	HC52B	1	↓	
○	2号引込受電盤	HC51B	1	↓	
○	2号動力／照明変圧器一次盤	HC-53B,54B	1	↓	
○	1号動力変圧器盤	TC-51A	1	↓	
○	1号動力主幹盤	LC-51A	1	↓	
○	2号動力主幹盤	LC-51B	1	↓	
○	2号動力変圧器盤	TC-51B	1	↓	
○	1号照明変圧器盤	TC-52A	1	↓	
○	1号照明分電盤	LC52A	1	↓	
○	2号照明分電盤	LC-52B	1	↓	
○	2号照明変圧器盤	TC-52B	1	↓	
	5号送水ポンプ盤	CBS-505T	1	↓	
	5号送水ポンプリアクトル盤	CBS-505RT	1	↓	
	6号送水ポンプ盤	CBS-506T	1	↓	
	6号送水ポンプリアクトル盤	CBS-5056T	1	↓	
	1系ポンプ補機コントロールセンタ	CC-5AT	3	↓	
	1系送水ポンプ設備補助継電器盤	RY-5AT	1	↓	
	2系ポンプ補機コントロールセンタ	CC-5BT	2	↓	
	2系送水ポンプ設備補助継電器盤	RY-5BT	1	↓	
○	排水・排泥設備コントロールセンタ	CC-51	7	↓	
	給水ユニット	LP-5T	1	↓	

知多浄水場 電気設備 旧工水電気室

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	工水設備コントロールセンタ	CC-61	4	旧工水電気室	

知多浄水場 電気設備 濃縮槽電気室

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	濃縮槽設備コントロールセンタ	CC-52	4	濃縮槽電気室	

知多浄水場 電気設備 東浦配水ポンプ室

今回更新	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
対象					
○	東浦幹線配水ポンプ室引込盤	HC-650	1	東浦幹線配水ポンプ室	
○	1号配水ポンプ盤	CBS-651	1	↓	
○	2号配水ポンプ盤	CBS-652	1	↓	
○	直流電源装置	－	1	↓	
○	東浦幹線配水ポンプ設備コントロールセンタ	－	2	↓	

知多浄水場 電気設備 現場操作盤

今回更新 対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	3,6,7,8号原水流入弁	LCB-101	1	着水井地下1階	屋内スタンド形
○	1,2,4,5号原水流入弁	LCB-102	1	着水井屋外	屋外自立形
○	9号導水流入弁	LCB-103	1	工水沈澱池屋外	屋外スタンド形
○	検水ポンプ（筏川系）	LCB-107	1	↓	屋外スタンド形
○	着水井流出弁現場盤	LCB-308	1	着水井地下1階	屋内スタンド形
○	着水井(管廊)検水ポンプ現場盤	LCB-105	1	↓	屋内スタンド形
○	知多導水流量調節弁現場盤	－	1	↓	屋内スタンド形
○	着水井検水ポンプ現場盤	LCB-106	1	着水井上部	屋外スタンド形
○	愛知用水導入流量調整弁	LCB-108	1	活性炭接触池近傍屋外	屋外スタンド形
○	現場操作盤（活性炭接触槽60,61号流入弁）	－	1	↓	屋外スタンド形
○	活性炭接触池検水ポンプ	LCB-104	1	活性炭接触池池上	屋外スタンド形
○	床排水ポンプ操作盤	LCB-4	1	活性炭棟1階	屋内壁掛形
○	活性炭受入操作盤	－	1	活性炭棟屋外	屋外壁掛形
○	1-1導水ポンプ	－	1	1系導水ポンプ室	屋内スタンド形
○	1-2導水ポンプ	－	1	↓	屋内スタンド形
○	1-3導水ポンプ	－	1	↓	屋内スタンド形
○	1-4導水ポンプ	－	1	↓	屋内スタンド形
○	2-1導水ポンプ	LCB-631	1	2系導水ポンプ室	屋内スタンド形
○	2-2導水ポンプ	LCB-632	1	↓	屋内スタンド形
○	2-3導水ポンプ	LCB-633	1	↓	屋内スタンド形
○	2-4導水ポンプ	LCB-634	1	↓	屋内スタンド形
○	1号池フロキュレータ/クラリファイア	LCB-301A	1	1系沈殿池地下1階	屋内自立形
○	2号池フロキュレータ/クラリファイア	LCB-302A	1	↓	屋内自立形
○	1系沈水（中塩）検水ポンプ	－	1	↓	屋内スタンド形
○	1系沈殿池／検水ポンプ	LCB-307A	1	↓	屋内スタンド形
○	1号排泥ポンプ	LCB-303A	1	↓	屋内スタンド形
○	1系薬品混和池／検水ポンプ	LCB-306A	1	↓	屋内スタンド形
○	3号池フロキュレータ/クラリファイア	LCB-301B	1	2系沈殿池地下1階	屋内自立形
○	4号池フロキュレータ/クラリファイア	LCB-302B	1	↓	屋内自立形
○	2系沈水（中塩）検水ポンプ	－	1	↓	屋内スタンド形
○	2系沈殿池／検水ポンプ	LCB-307B	1	↓	屋内スタンド形
○	2号排泥ポンプ	LCB-303B	1	↓	屋内スタンド形
○	2系薬品混和池／検水ポンプ	LCB-306A	1	↓	屋内スタンド形
○	1系ろ過池	－	1	1系ろ過池池上	コントロールデスク形
○	インバータ盤（1系）	－	1	1系ろ過池地下1階	屋内壁掛形
○	1系ろ過検水ポンプ	LCB-402A	1	↓	屋内スタンド形
○	2系ろ過池	－	1	2系ろ過池池上	コントロールデスク形
○	管廊排水ポンプ盤	－	1	2系ろ過池地下1階	屋内壁掛形
○	インバータ盤（2系）	－	1	1系ろ過池地下1階	屋内壁掛形
○	2系ろ過検水ポンプ	LCB-402B	1	↓	屋内スタンド形
○	塩素混和池流入弁	LCB-403	1	塩素混和池1階	屋内スタンド形
○	塩素混和池検水ポンプ	LCB-404	1	↓	屋内スタンド形
○	駆動水ポンプ	LCB-503	1	1・2系送水ポンプ室	屋内スタンド形
○	塩素圧力水ポンプ	LCB-510	1	↓	屋内スタンド形
○	床排水ポンプ	LCB-511	1	↓	屋内壁掛形
○	第2常滑連絡弁	LCB-517	1	↓	屋内スタンド形
○	PAC注入操作盤	LB-202	1	↓	屋内自立形
○	苛性ソーダ注入操作盤	LB-2011,2012	2	↓	屋内自立形
○	1号汚泥掻寄機・汚泥流入弁	LCB-531A	1	濃縮槽池上	屋外スタンド形
○	2号汚泥掻寄機・汚泥流入弁	LCB-531B	1	↓	屋外スタンド形
○	除塵機	LCB-532	1	↓	屋外スタンド形
○	1号上澄水引抜弁	LCB-533A	1	濃縮槽地上屋外	屋外スタンド形
○	2号上澄水引抜弁	LCB-533B	1	↓	屋外スタンド形
○	汚泥引抜ポンプ・汚泥引抜弁	LCB-534	1	濃縮機棟地下1階	屋内自立
○	床排水ポンプ	LCB-535	1	↓	屋内壁掛形
○	排水池動力中継盤	DB-52	1	排水池地上屋外	屋外自立形

○	排泥池汚泥引抜ポンプ	LCB-521	1	↓	屋外自立形
○	排水池排泥ポンプ	LCB-522	1	↓	屋外スタンド形
○	1号排泥攪拌機	LCB-523A	1	排泥池池上	屋外スタンド形
○	2号排泥攪拌機	LCB-523B	1	↓	屋外スタンド形
○	排水池検水ポンプ	LCB-524	1	排水池地上屋外	屋外スタンド形
○	返送水ポンプ	LCB-525	1	↓	屋外自立形
○	1,2号配水ポンプ現場盤	LHP1,2	2	阿久比配水ポンプ室	屋外スタンド形
○	1,2号配水ポンプ現場操作盤	LCB-651,652	2	東浦幹線配水ポンプ場	屋外スタンド形
○	受入監視盤	—	1	浄水池地上屋外	屋外スタンド形
○	知多系調節弁・常滑系連絡弁	LCB-545T	1	↓	屋外自立形
○	15,25,27号弁	LCB-602	1	工水沈殿池地上	屋外スタンド形
○	1,2号洗浄水ポンプ	LCB-603	1	工水沈殿池地上屋外	屋外スタンド形
○	工水1号沈殿池汚泥掻寄機・促進弁・配電弁	LCB-604	1	沈殿池池上	屋外自立形
○	1・2系工水沈殿池コンプレッサ	LCB-605	1	工水第1機械室地下1階	屋内壁掛形
○	工水2号沈殿池汚泥掻寄機・促進弁・配電弁	LCB-606	1	沈殿池池上	屋外自立形
○	工水3号沈殿池汚泥掻寄機・促進弁・配電弁	LCB-607	1	↓	屋外自立形
○	工水4号沈殿池汚泥掻寄機・促進弁・配電弁	LCB-608	1	↓	屋外自立形
○	工水1号沈殿池フロキュレータ制御盤	—	1	工水第1機械室	屋内自立形
	フロキュレータ制御盤（2号）	—	1	↓	屋内自立形
○	3・4号回送ポンプ	—	1	工水第2機械室	屋内壁掛形
	フロキュレータ制御盤（3号）	—	1	↓	屋内自立形
	フロキュレータ制御盤（4号）	—	1	↓	屋内自立形

筏川取水場
 電気設備
 1階電気室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	No.1動力変圧器一次盤／予備盤		1	1階電気室	
○	No.1母線連絡／EVT盤		1	↓	
○	No.1動力変圧器盤		1	↓	
○	No.1主変二次盤		1	↓	
○	No.1動力主幹盤		1	↓	
○	No.2動力主幹盤		1	↓	
○	No.2主変二次盤		1	↓	
○	No.2動力変圧器盤		1	↓	
○	No.2母線連絡／EVT盤		1	↓	
○	No.2動力変圧器／照明変圧器一次盤		1	↓	
○	照明変圧器／主幹盤		1	↓	
○	No.1コンデンサ盤		1	↓	
○	No2コンデンサ盤		1	↓	
○	1号導水ポンプ盤		1	↓	
○	1号導水ポンプインバータ盤		3	↓	
○	2号導水ポンプ盤		1	↓	
○	2号導水ポンプインバータ盤		3	↓	
○	3号導水ポンプ盤		1	↓	
○	3号導水ポンプインバータ盤		3	↓	
○	No.1コントロールセンタ		3	↓	
○	No.1-1補助継電器盤		1	↓	
○	No.1-2補助継電器盤		1	↓	
○	No.2コントロールセンタ		4	↓	
○	No.2補助継電器盤		1	↓	
○	No.3コントロールセンタ		2	↓	
○	No.4コントロールセンタ		1	↓	
○	No.3/4補助継電器盤(1)(2)		2	↓	
○	無停電電源装置		3	↓	
○	整流器盤		1	↓	
○	鉛蓄電池盤		1	↓	
○	インバータ		1	↓	

筏川取水場
 電気設備
 現場操作盤

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	放流柵流入弁盤		1	取水路上部	屋外自立形
○	1系排砂ポンプ		1	1系沈砂池上部	屋外自立形
○	2系排砂ポンプ		1	2系沈砂池上部	屋外自立形
○	場内配水ポンプ		1	管理棟近傍屋外	屋外自立形
○	床排水ポンプ盤		1	導水ポンプ室	屋内スタンド形
○	1号導水ポンプ現場盤		1	↓	屋内自立形
○	2号導水ポンプ現場盤		1	↓	屋内自立形
○	3号導水ポンプ現場盤		1	↓	屋内自立形
○	サンプリングポンプ盤		1	↓	屋内スタンド形
○	補助ポンプ兼用現場盤		1	↓	屋内スタンド形
○	返送弁現場操作盤		1	↓	屋内スタンド形

弥富ポンプ場 電気設備 2階電気室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	引込盤	R-MC-01	1	2階電気室	
○	受電盤	R-MC-02	1	↓	
○	照明/建築動力 変圧器一次1号盤	R-MC-03	1	↓	
○	動力1号/導水ポンプ1号 変圧器一次盤	R-MC-04	1	↓	
○	1号商用側切換/1号コンデンサー一次盤	R-MC-05	1	↓	
○	1号母線・PT・ZPC盤	R-MC-06	1	↓	
○	2号商用側切換盤	R-MC-07	1	↓	
○	2号母線・PT・ZPC盤	R-MC-08	1	↓	
○	発電機引込/2号コンデンサー一次盤	R-MC-09	1	↓	
○	動力2号/導水ポンプ2号 変圧器一次盤	R-MC-10	1	↓	
○	照明/建築動力 変圧器一次2号盤	R-MC-11	1	↓	
○	1-1号コンデンサ盤	R-MC-12	1	↓	
○	1-2号コンデンサ盤	R-MC-13	1	↓	
○	1-3号コンデンサ盤	R-MC-14	1	↓	
○	2-1号コンデンサ盤	R-MC-15	1	↓	
○	2-2号コンデンサ盤	R-MC-16	1	↓	
○	2-3号コンデンサ盤	R-MC-17	1	↓	
○	動力1号変圧器盤	R-MC-18	1	↓	
○	動力1号変圧器分岐盤	R-LC-01	1	↓	
○	動力2号変圧器分岐盤	R-LC-02	1	↓	
○	動力2号変圧器盤	R-MC-19	1	↓	
○	動力主幹盤	R-LC-03	1	↓	
○	照明変圧器引込盤	R-MC-20	1	↓	
○	照明変圧器盤	R-MC-21	1	↓	
○	建築動力変圧器引込盤	R-MC-22	1	↓	
○	建築動力変圧器盤	R-MC-23	1	↓	
○	建築動力主幹盤	R-LC-04	1	↓	
○	直流電源装置盤	HD-DC-01	1	↓	

弥富ポンプ場 電気設備 2階制御盤室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	無停電電源装置	CVCF	1	2階監視制御室・制御盤室	

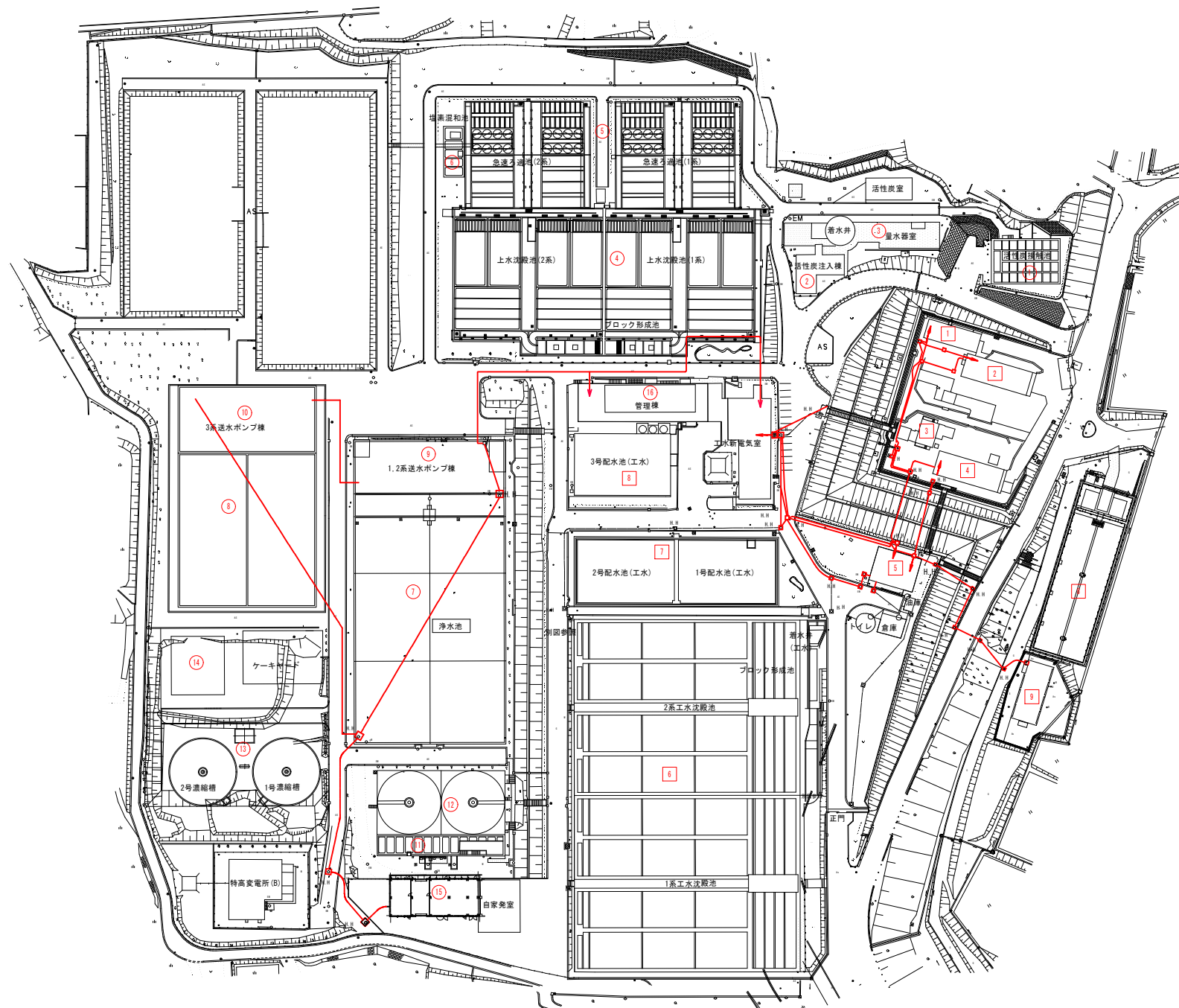
弥富ポンプ場 電気設備 1階電気室

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	導水ポンプ補機設備コントロールセンタ（1）	D-CC01	1	1階電気室	
○	導水ポンプ補機設備コントロールセンタ（2）	D-CC02	1	↓	
○	導水ポンプ設備補助継電器盤(1)(2)	D-CRB01,02	2	↓	
○	共通設備コントロールセンタ（1）	K-CC01	1	↓	
○	共通設備コントロールセンタ（2）	K-CC02	1	↓	
○	共通設備補助継電器盤	K-CRB01	1	↓	
○	増幅継電器盤(1)(2)	HD-CRC01,02	2	↓	
○	導水ポンプ1号変圧器引込盤	D-MC01	1	↓	
○	導水ポンプ1号変圧器盤	D-MC02	1	↓	
○	導水ポンプ1号変圧器分岐盤	D-LC01	1	↓	
○	導水ポンプ2号変圧器引込盤	D-MC03	1	↓	
○	導水ポンプ2号変圧器盤	D-MC04	1	↓	
○	導水ポンプ2号変圧器分岐盤	D-LC02	1	↓	
○	1号導水ポンプVVVF盤	D-VV01	2	↓	
○	2号導水ポンプVVVF盤	D-VV02	2	↓	
○	3号導水ポンプVVVF盤	D-VV03	2	↓	

弥富ポンプ場 現場操作盤

対象	盤名称	盤記号	面数	設置場所	備考
○	東側床排水ポンプ		1	導水ポンプ室	屋内壁掛形
○	排砂ポンプ盤	K-LB01	1	↓	屋内スタンド形
○	1号導水ポンプ現場盤	D-LB01	1	↓	屋内自立形
○	2号導水ポンプ現場盤	D-LB02	1	↓	屋内自立形
○	3号導水ポンプ現場盤	D-LB03	1	↓	屋内自立形

(別紙2：機器配置図)

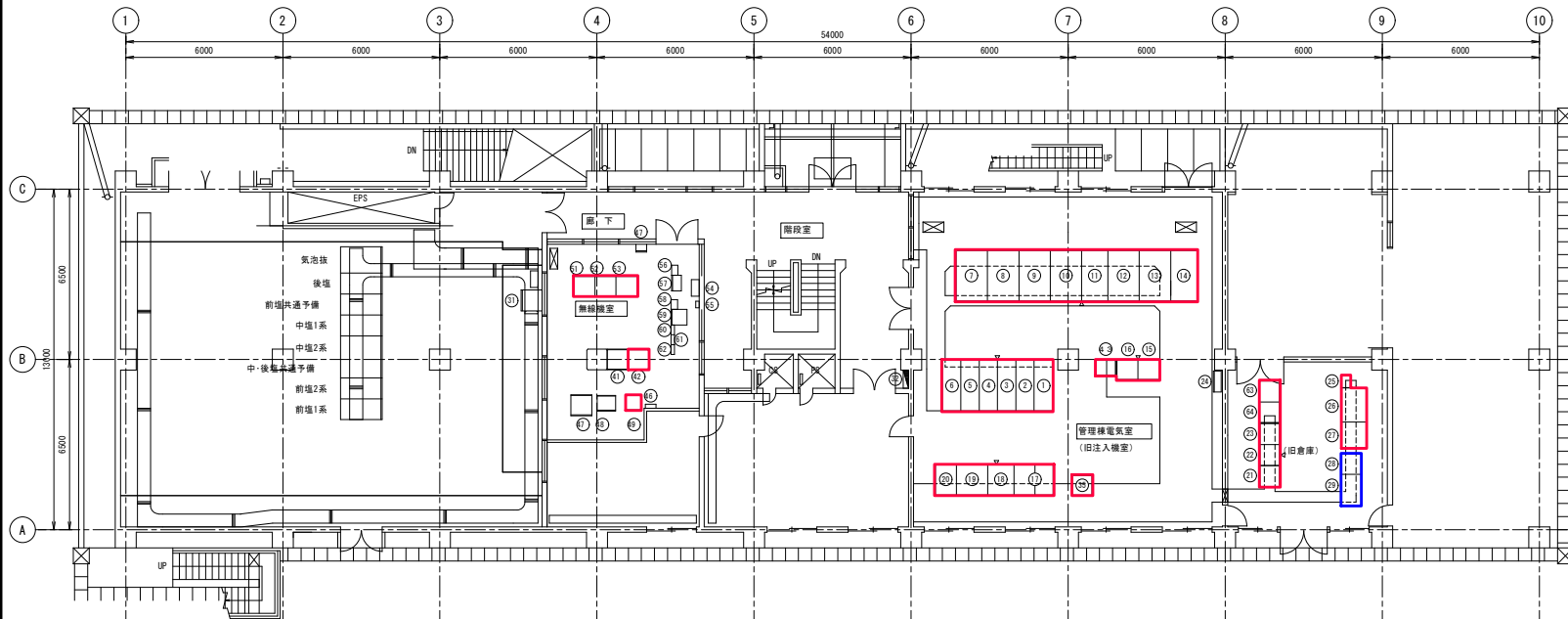


一般平面図 S=1/750

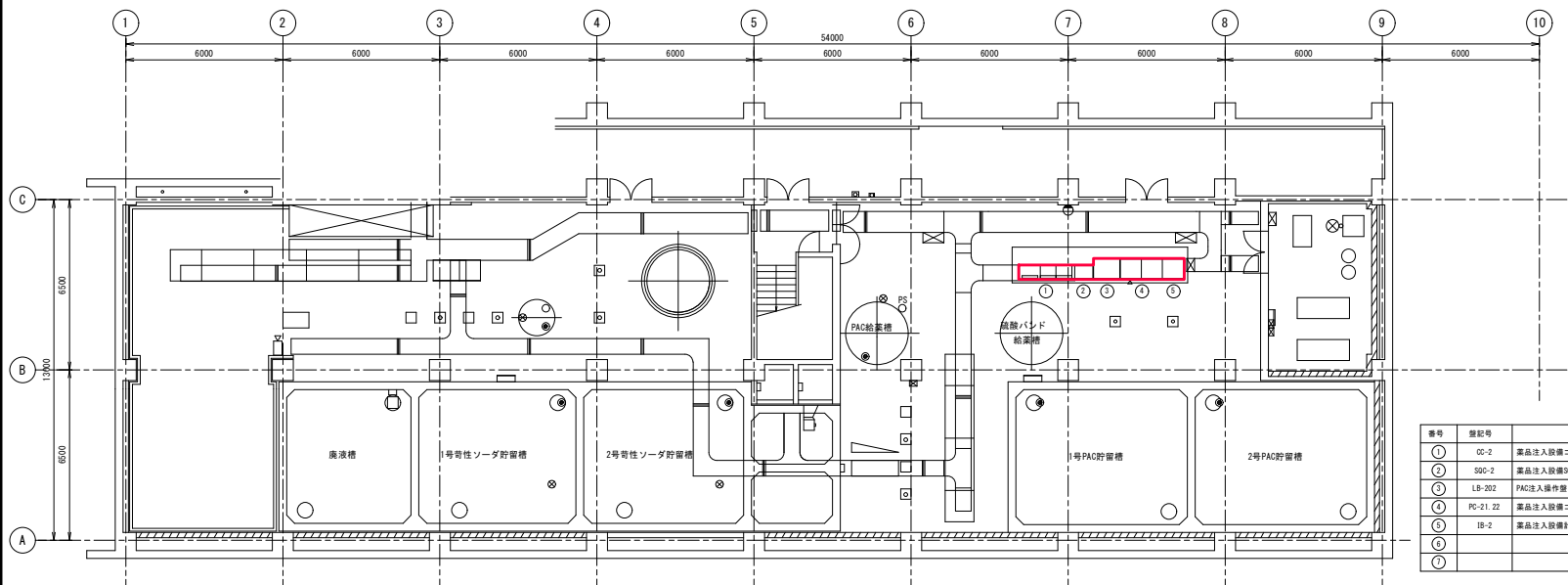
注記

1. 赤線は主たる高圧配線ルートを示す。

知多浄水場	
水道施設	
①	活性炭接触池
②	活性炭注入機
③	量水器室・取水井
④	沈殿池
⑤	ろ過池
⑥	塩素混和池
⑦	1・2号浄水池
⑧	3号浄水池
⑨	1・2系送水ポンプ機
⑩	3系送水ポンプ機
⑪	排水池
⑫	排泥池
⑬	濃縮槽
⑭	配水処理棟 (PF1)
⑮	特高受電棟
⑯	管理棟
工業用水道施設	
1	阿久比幹線ポンプ室
2	2系導水ポンプ室
3	制水弁室
4	1系導水ポンプ室
5	工水電気室
6	工水沈殿池
7	工水配水池
8	工水スラッジビット
9	東浦配水ポンプ室



管理本館1階 平面図 S=1/100



管理本館地下1階 平面図 S=1/100

管理本館1階 設備名称一覧表

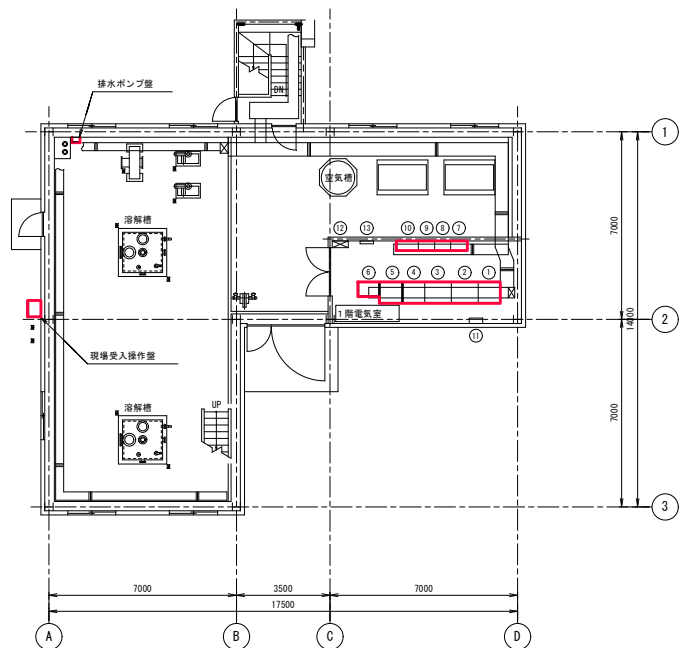
番号	設備番号	名称	備考
①	HC-13A	1号動力変圧器一次盤	既設
②	HC-14A	1号照明変圧器一次盤	既設
③	HC-11A	1号引込受電盤	既設
④	HC-12A	1号母線連絡盤	既設
⑤	HC-12B	2号母線連絡盤	既設
⑥	HC-11B	2号引込受電盤	既設
⑦	HC-13B	2号動力変圧器一次盤	既設
⑧	HC-14B	2号照明変圧器一次盤	既設
⑨	TC-11A	1号照明変圧器	既設
⑩	LC-11A	1号動力主幹盤	既設
⑪	LC-11B	2号動力主幹盤	既設
⑫	TC-11B	2号動力変圧器	既設
⑬	TC-12A	1号照明変圧器	既設
⑭	LC-12A	1号照明分電盤	既設
⑮	LC-12B	2号照明分電盤	既設
⑯	TC-12B	2号照明変圧器	既設
⑰	DB-101	共通分電盤 (三相)	既設
⑱	DB-102	共通分電盤 (単相)	既設
⑲	UPS-11	蓄電池室	既設
⑳	UPS-12	整流器室	既設
㉑	UPS-13	インバータ室	既設
㉒	UPS-14	無停電電源分電盤	既設
㉓	PC-11	管理棟電気室コントローラ室 (1)	既設
㉔	PC-12	管理棟電気室コントローラ室 (2)	既設
㉕	IB-1	管理棟電気室計装電源盤	既設
㉖	L-6	管理棟電気室外灯分電盤	既設
㉗		インバータ	既設
㉘		アルカリ蓄電池室	既設
㉙		整流器室	既設
㉚		蓄電池室	撤去のみ
㉛	V90用	交流無停電電源盤	撤去のみ
㉜		管理棟1階 (照明分電盤)	既設
㉝	LCB-600	次亜塩素酸発生装置	既設
㉞	L-3	管理棟電灯分電盤 (3)	既設
㉟			
㊱	HB-1	特高自営監視用伝送装置	既設
㊲		情報収集配線装置 (浄水場)	既設
㊳		ゲートウェイ盤	既設
㊴		切替盤	既設
㊵			
㊶			
㊷			
㊸			
㊹			
㊺			
㊻			
㊼			
㊽			
㊾			
㊿			
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			

番号	設備番号	名称	備考
①	OC-2	薬品注入設備コントロールセンター	既設
②	S50-2	薬品注入設備500型	既設
③	LB-202	PAC注入操作盤	既設
④	PC-21.22	薬品注入設備コントローラ室	既設
⑤	IB-2	薬品注入設備計装電源盤	既設
⑥			
⑦			

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 1 2 3 4 5 6 7

① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 1 2 3 4 5 6 7

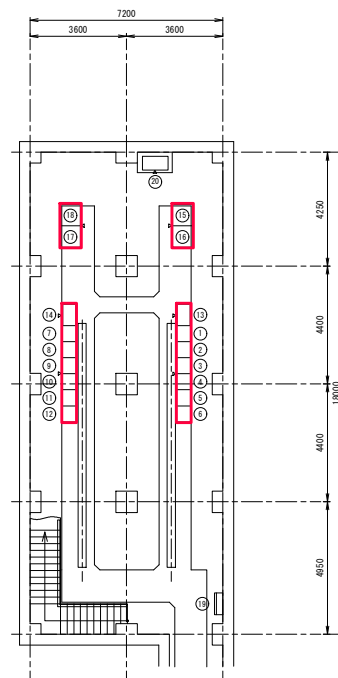
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ 1 2 3 4 5 6 7



活性炭棟1階 平面図 S=1/100

活性炭棟1階 壁名称一覧表

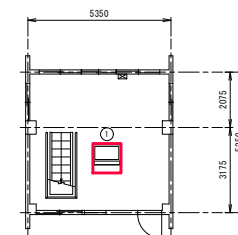
番号	壁記号	壁名称	備考
①	LP0-1	定量供給機壁	既設
②	LP-1	1号動力制御壁	〃
③	LP-2	2号動力制御壁	〃
④	PC-1	共通制御壁	〃
⑤	LTB-101	活性炭注入設備中継端子壁	〃
⑥	S00-1	原水流入・活性炭注入設備S00壁	〃
⑦	CC-1<1>	原水流入設備コントロールセンタ<1>	〃
⑧	CC-1<2>	原水流入設備コントロールセンタ<2>	〃
⑨	CC-1<3>	原水流入設備コントロールセンタ<3>	〃
⑩	CC-1<4>	原水流入設備コントロールセンタ<4>	〃
⑪		接地端子箱	〃
⑫	LP-1	建築照明・動力分電盤	〃
⑬		弱電端子壁	〃



ろ過池電気室 平面図 S=1/100

ろ過池電気室 壁名称一覧表

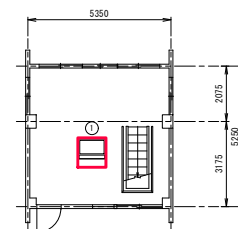
番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-4A(1)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<1>	既設
②	CC-4A(2)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<2>	〃
③	CC-4A(3)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<3>	〃
④	CC-4A(4)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<4>	〃
⑤	CC-4A(5)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<5>	〃
⑥	CC-4A(6)	1系ろ過池設備コントロールセンタ<6>	〃
⑦	CC-4B(1)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<1>	〃
⑧	CC-4B(2)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<2>	〃
⑨	CC-4B(3)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<3>	〃
⑩	CC-4B(4)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<4>	〃
⑪	CC-4B(5)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<5>	〃
⑫	CC-4B(6)	2系ろ過池設備コントロールセンタ<6>	〃
⑬	S00-4A	1系ろ過池設備S00壁	〃
⑭	S00-4B	2系ろ過池設備S00壁	〃
⑮	PC-41	ろ過池設備コントロールラ壁(1)	〃
⑯	PC-42	ろ過池設備コントロールラ壁(2)	〃
⑰	IB-4A	1系ろ過池設備計装電源盤	〃
⑱	IB-4B	2系ろ過池設備計装電源盤	〃
⑲		管ろう電灯分電盤	〃
⑳		除湿機	〃



1系ろ過池池上監視室 平面図 S=1/100

1系ろ過池池上監視室 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	LCB-401A	1系ろ過池操作卓	既設

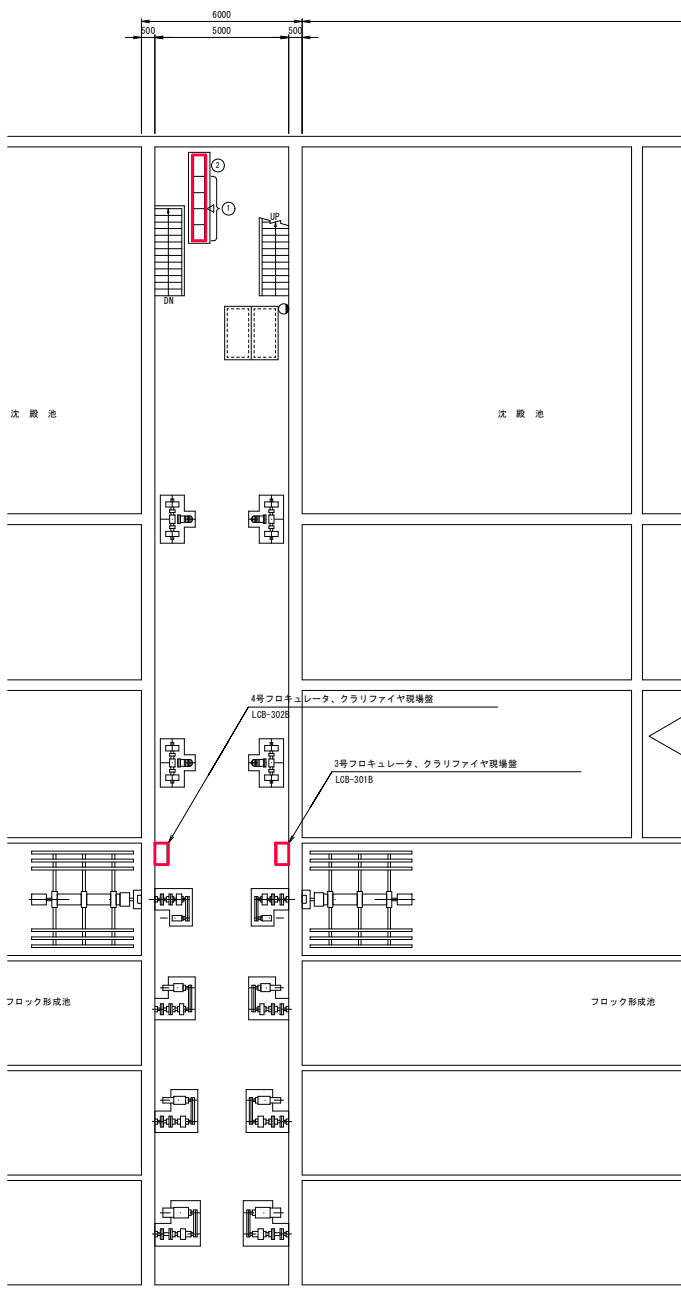


2系ろ過池池上監視室 平面図 S=1/100

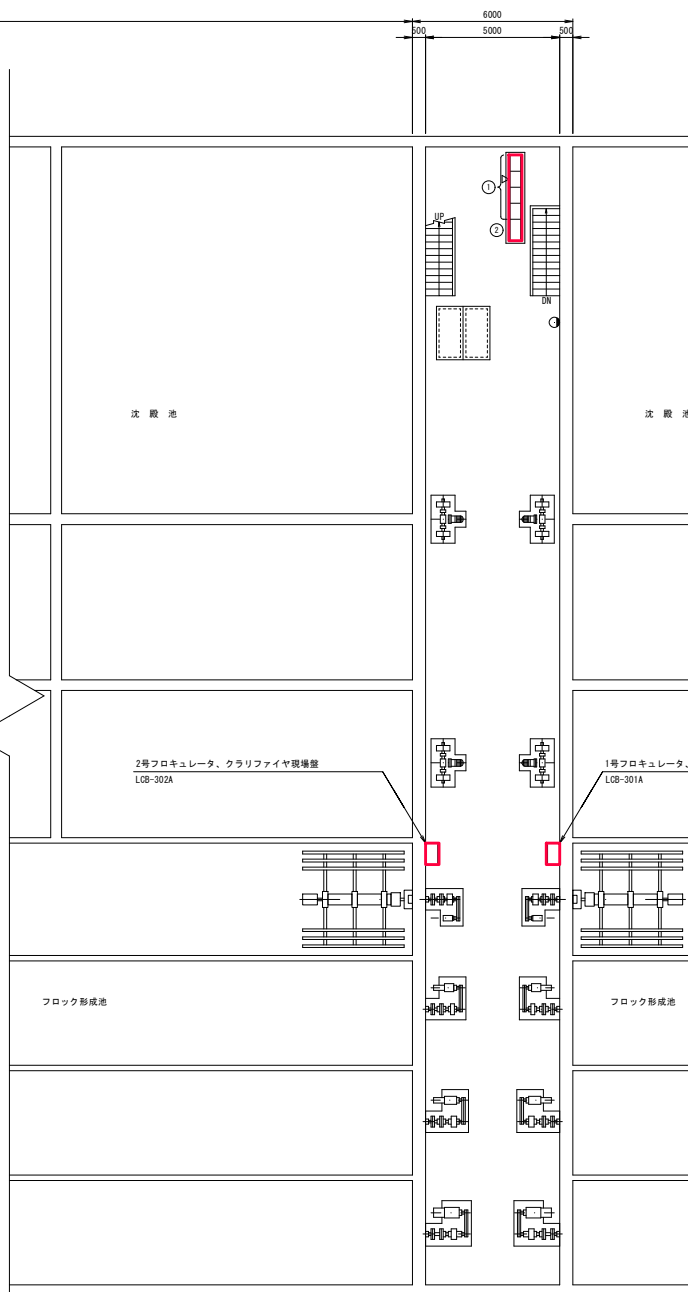
2系ろ過池池上監視室 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	LCB-401B	2系ろ過池操作卓	既設

注記
① は、更新対象機器を示す。



2系上水沈殿池地下1階 平面図 S=1/100



1系上水沈殿池地下1階 平面図 S=1/100

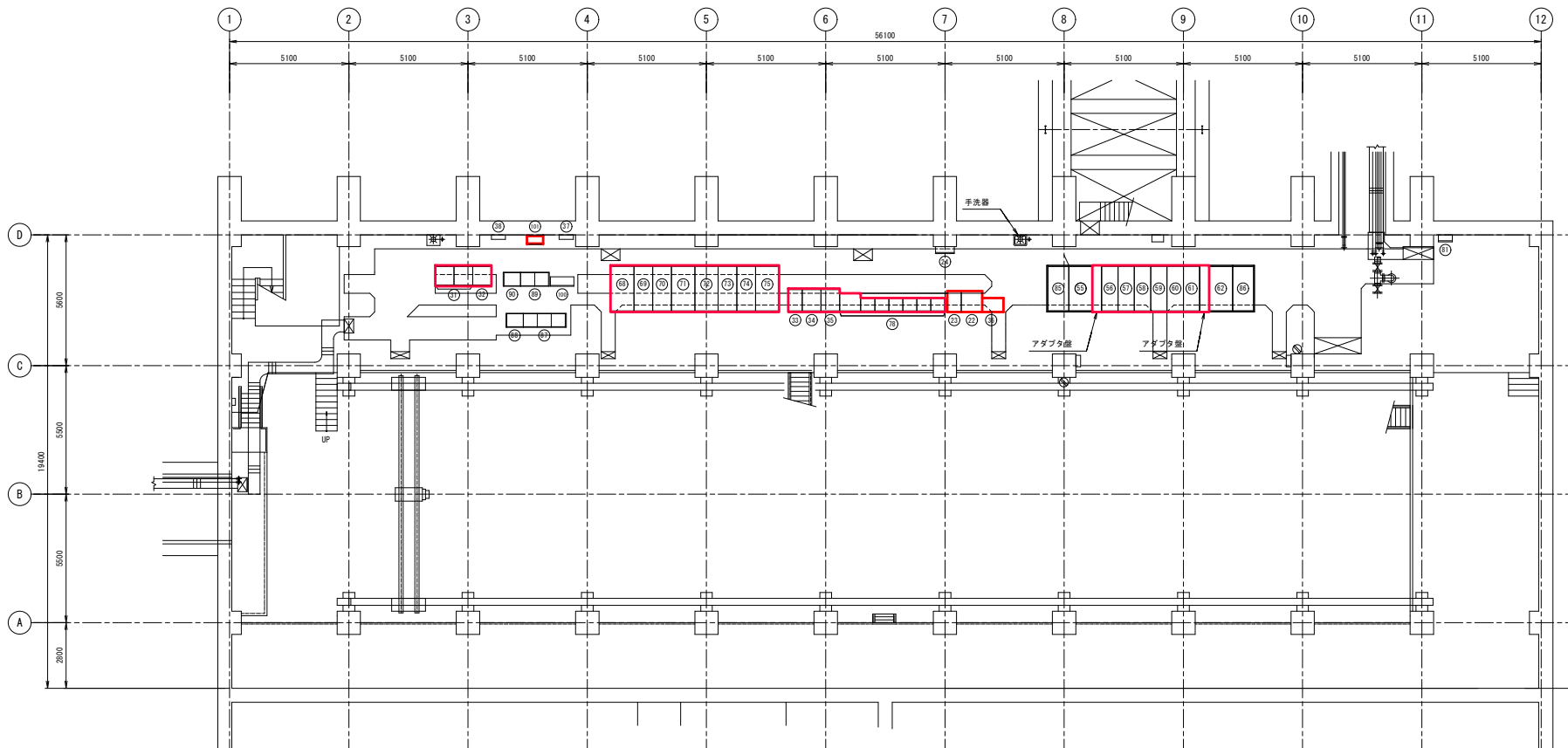
1系沈殿池地下1階 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-3A	1系沈殿池コントロールセンタ	既設
②	SGC-3A	1系沈殿池設備SGC	〃

2系沈殿池地下1階 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-3B	2系沈殿池コントロールセンタ	既設
②	SGC-3B	2系沈殿池設備SGC	〃

注記
1. は、更新対象機器を示す。

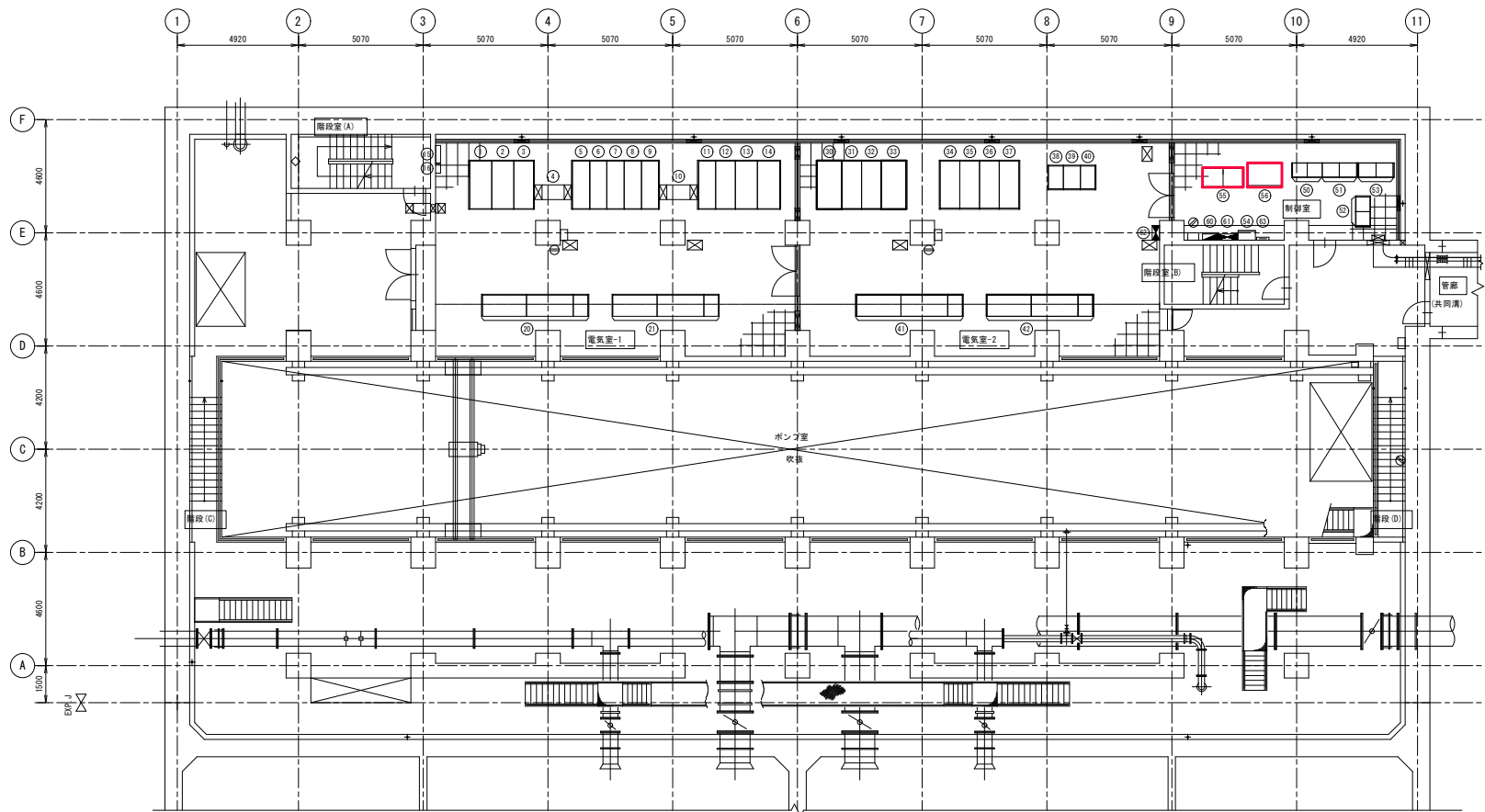


1.2系送水ポンプ棟地下1階(上部) 平面図 S=1/100

壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考	番号	壁記号	壁名称	備考	番号	壁記号	壁名称	備考
22	BATP	蓄電池室	既設	20	HC-52A	1号母線連絡壁	既設	1		接地端子室	既設
23	PDC-1	整流器室	"	20	HC-52B	2号母線連絡壁	"	5	CBS-50SRT	5号送水ポンプリアクトル室	既設
24	L-5	送水ポンプ室外灯分電盤	"	20	HC-51B	2号引込受電盤	"	6	CBS-50BRT	6号送水ポンプリアクトル室	"
11	PG-S1, 52	送水ポンプ設備コントローラ(1), (2)	既設	21	HC-53B	2号動力変圧器一次盤	"	7	CC-SAT	1系送水ポンプ補機設備コントロールセンタ	"
12	IB-5	送水ポンプ設備計装電源盤	"	20	HC-54B	2号照明変圧器一次盤	"	8	RY-SAT	1系送水ポンプ補機設備補助継電器室	"
23	UPS-S011	蓄電池室	"	22	CBS-50GT	6号送水ポンプ室	"	9	CC-SBT	2系送水ポンプ補機設備コントロールセンタ	"
24	UPS-S012	整流器室	"	20	TC-51A	1号動力変圧器室	既設	10	RY-SBT	2系送水ポンプ補機設備補助継電器室	"
15	UPS-S013	インバータ・分電盤	"	20	LC-51A	1号動力主幹盤	"	11	LP-ST	給水ユニット切替室	既設
20	SQC-51	排水・排泥設備用SQC	"	20	LC-51B	2号動力主幹盤	"	12	RY-SLTA	5, 6号送水ポンプ浄水池水位切替室	"
21		建築動力分電盤	"	21	TC-51B	2号動力変圧器室	"				
25	L-7	電灯分電盤	"	22	TC-52A	1号照明変圧器室	"				
				23	LC-52A	1号照明分電盤	"				
5	CBS-50ST	5号送水ポンプ室	既設	24	LC-52B	2号照明分電盤	"				
5A	HC-53A	1号動力変圧器一次盤	"	20	TC-52B	2号照明変圧器室	"				
5A	HC-54A	1号照明変圧器一次盤	"	20	CC-51	排水・排泥設備コントロールセンタ	既設				
17	HC-51A	1号引込受電盤	"								

注記
1. 〇は、更新対象機器を示す。



3系送水ポンプ棟地下1階 平面図 S=1/100

電気室-1 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	QBS-511T	1号表洗ポンプ壁	既設
②	QBS-521T	1号逆洗ポンプ壁	〃
③	QBS-501T	1号送水ポンプ壁	〃
④	QBS-502T	2号送水ポンプ壁	〃
⑤		バスダクト-1	〃
⑥	HC-513AT-1	3-1号動力変圧器一次壁	〃
⑦	HC-513AT-2	3-1号照明変圧器一次壁	〃
⑧	HC-512AT	3-1号引込受電壁	〃
⑨	HC-511AT-1	3-1号母線連絡壁	〃
⑩	HC-511AT-2	3-1EVT壁	〃
⑪	HC-511BT-1	3-2号母線連絡壁	〃
⑫	HC-511BT-2	3-2EVT壁	〃
⑬	HC-512BT	3-2号引込受電壁	〃
⑭		バスダクト-2	〃

電気室-2 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	HC-513BT-1	3-2号動力変圧器一次壁	既設
②	HC-513BT-2	3-2号照明変圧器一次壁	〃
③	QBS-503T	3号送水ポンプ壁	〃
④	QBS-504T	4号送水ポンプ壁	〃
⑤	QBS-512T	2号表洗ポンプ壁	〃
⑥	QBS-522T	2号逆洗ポンプ壁	〃
⑦	ETB-P2	接地端子箱	〃
⑧	ETB-V	接地端子箱(VVVF用)	〃
⑨	INW-501RT	1号送水ポンプ インバータ壁	既設
⑩	INW-502RT	2号送水ポンプ インバータ壁	〃
⑪			
⑫			
⑬			
⑭			

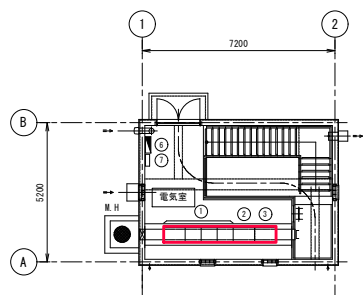
制御室 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	TC-521AT	3-1号動力変圧器壁	既設
②	LC-521AT	3-1号動力主幹壁	〃
③	LC-521BT	3-2号動力主幹壁	〃
④	TC-521BT	3-2号動力変圧器壁	〃
⑤	TC-522AT	3-1号照明変圧器壁	〃
⑥	LC-522AT	3-1号照明分電壁	〃
⑦	LC-522BT	3-2号照明分電壁	〃
⑧	TC-522BT	3-2号照明変圧器壁	〃
⑨	CVGF-5021T	3系蓄電池壁(無停電電源装置)	〃
⑩	CVGF-5022T	3系整流器壁(無停電電源装置)	〃
⑪	CVGF-5023T	3系インバータ分電盤壁(無停電電源装置)	〃
⑫	INW-503RT	3号送水ポンプ インバータ壁	〃
⑬	INW-504RT	4号送水ポンプ インバータ壁	〃

制御室 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-50T	3-1系ポンプ機械設備コントロールセンタ	既設
②	RY-50T	3-1系送水ポンプ設備補助継電器壁	〃
③	CC-50T	3-2系ポンプ機械設備コントロールセンタ	〃
④	RY-50T	3-2系送水ポンプ設備補助継電器壁	〃
⑤	RY-5LT	3系浄水池水位切換壁	〃
⑥	RCS-5A, B	3系送水ポンプ設備コントローラ壁	〃
⑦	KAP-5	3系地区監視壁	〃
⑧			
⑨	L-1	新ポンプ室電灯主幹壁	既設
⑩	M-PL	新ポンプ室動力主幹壁	〃
⑪	P-L-B1	電灯・動力壁(空調設備)	〃
⑫		弱電端子壁	〃

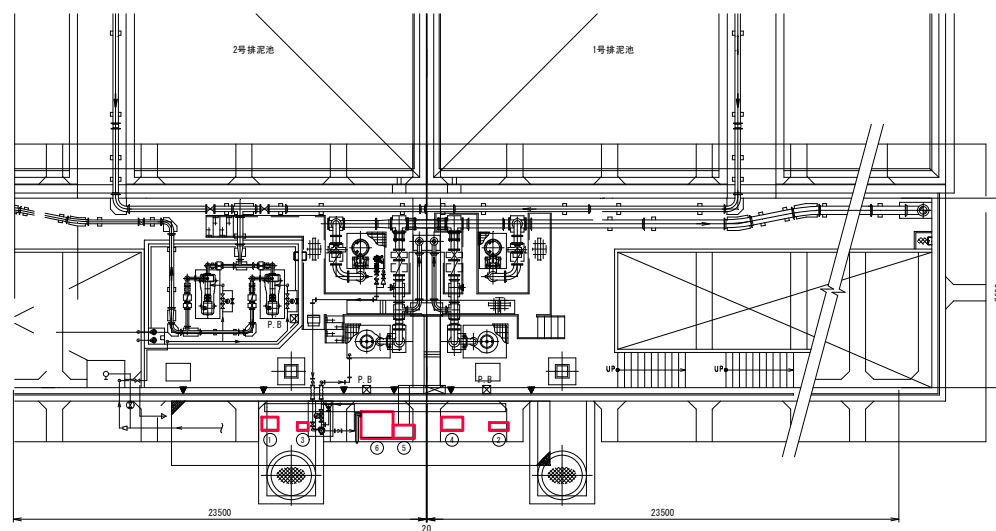
注記
1. は、更新対象機器を示す。



濃縮槽1階電気室 平面図 S=1/100

濃縮槽1階電気室 壁名称一覧表

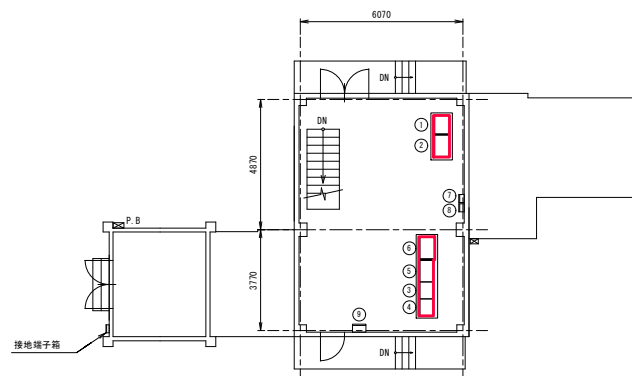
番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-52	濃縮槽設備CC	既設
②	SQC-52	濃縮槽設備SQC壁	〃
③	IB-52	濃縮槽設備計装電源壁	〃
④		電灯分電盤	既設
⑤		自火報受信機壁	〃



排水排泥池 平面図 S=1/100

排水排泥池 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	LCB-521	排泥池汚泥引抜ポンプ現場操作盤	既設
②	LCB-522	排水池排泥ポンプ現場操作盤	〃
③	LCB-524	排水池検水ポンプ現場操作盤	〃
④	LCB-525	排水池流入/返送水ポンプ現場操作盤	〃
⑤	DB-52	排水池動力中継盤	〃
⑥	KP-51	排水池水質計器盤	〃

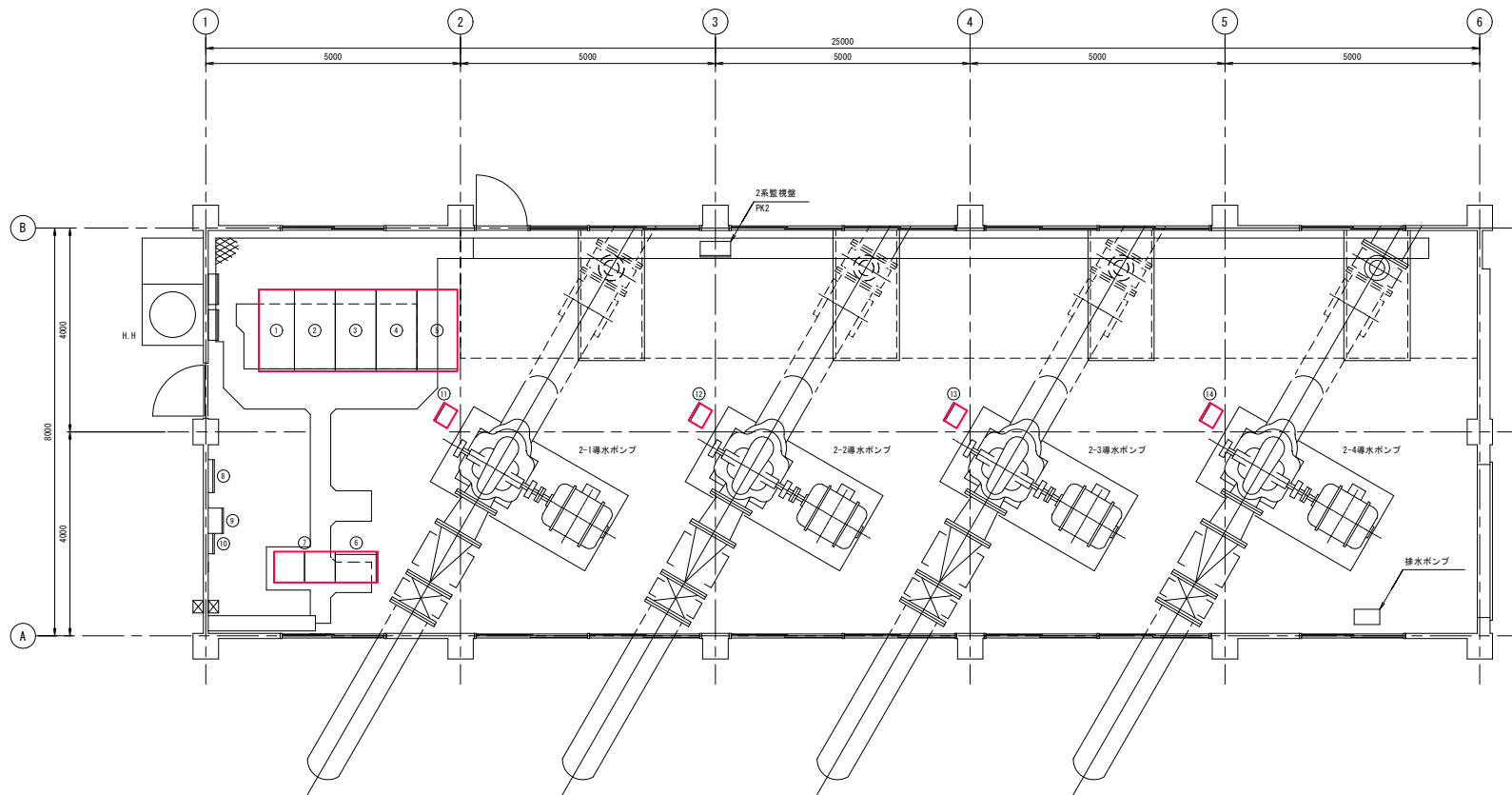


制水弁室 平面図 S=1/100

1系導水流量計室 壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	CC-52	制水弁現場盤	既設
②	LTB-603	1系導水中継端子盤	〃
③	CC-01<1>	1系コントロールセンタ<1>	〃
④	CC-01<2>	1系コントロールセンタ<2>	〃
⑤	CRB-01	1系補助継電器盤	〃
⑥	LTB-604	2系導水中継端子盤	〃
⑦	FT-3	工水1系排水電磁流量計	〃
⑧	FT-1	工水1系排水電磁流量計	〃
⑨		1系制水弁室電灯分電盤	〃

注記
1. は、更新対象機器を示す。

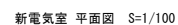


2系導水ポンプ室 平面図 S=1/50

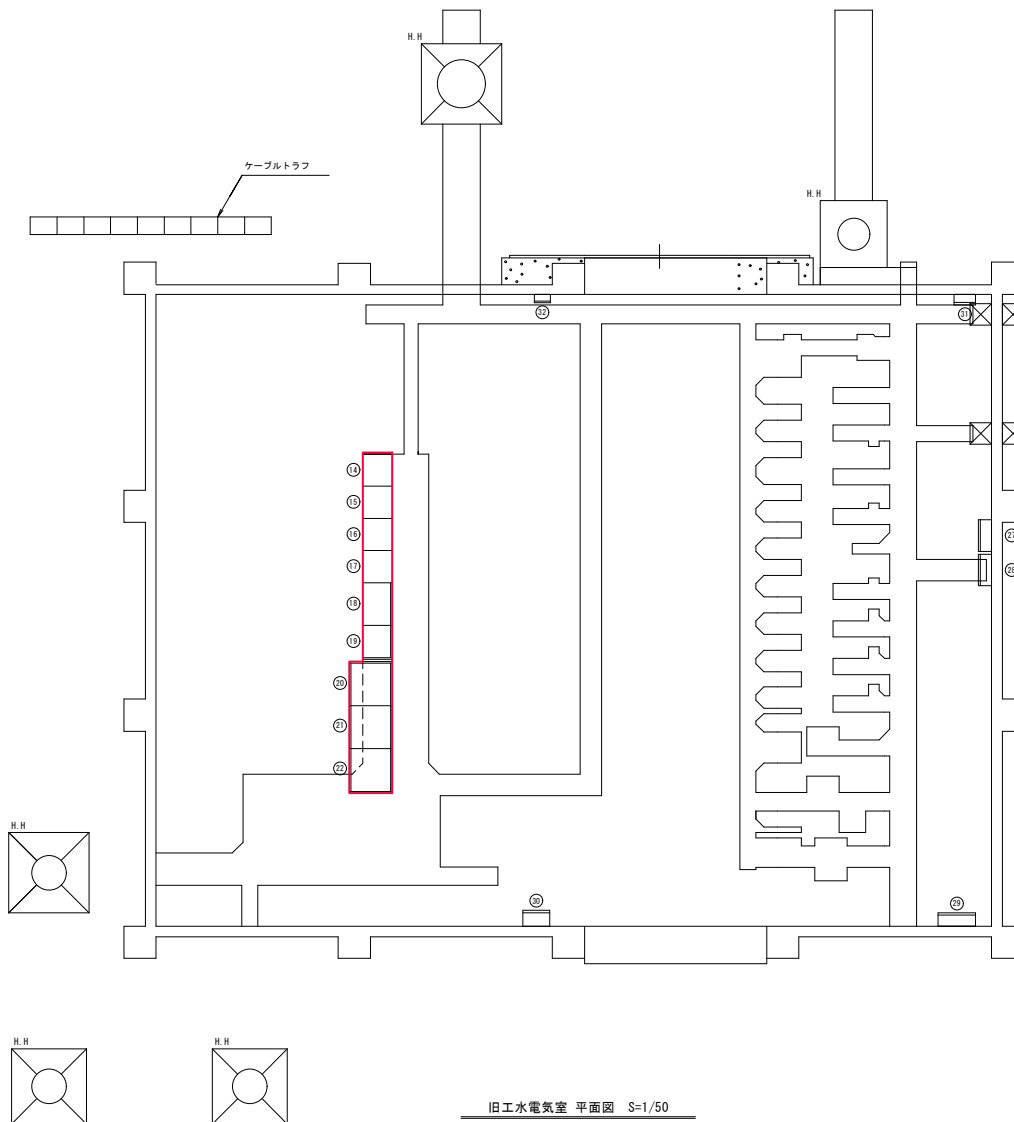
壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	HC-630	2系導水ポンプ引込壁	既設
②	QBS-631	2-1導水ポンプ壁	〃
③	QBS-632	2-2導水ポンプ壁	〃
④	QBS-633	2-3導水ポンプ壁	〃
⑤	QBS-634	2-4導水ポンプ壁	〃
⑥	SOC-63	2系導水ポンプ設備SOC壁	〃
⑦	OC-63	2系導水ポンプ設備設備コントロールセンタ	〃
⑧	LTB-604	2系導水中継端子壁	〃
⑨		2系導水照明分電盤	〃
⑩		工水配水機水ポンプ現場操作盤	〃
⑪		2系導水照明分電盤	〃
⑫	LGB-631	2-1導水ポンプ現場壁	〃
⑬	LGB-632	2-2導水ポンプ現場壁	〃
⑭	LGB-633	2-3導水ポンプ現場壁	〃
⑮	LGB-634	2-4導水ポンプ現場壁	〃

注記
1. は、更新対象機器を示す。



28	電灯分電盤	既 設
29	中継端子盤	〃

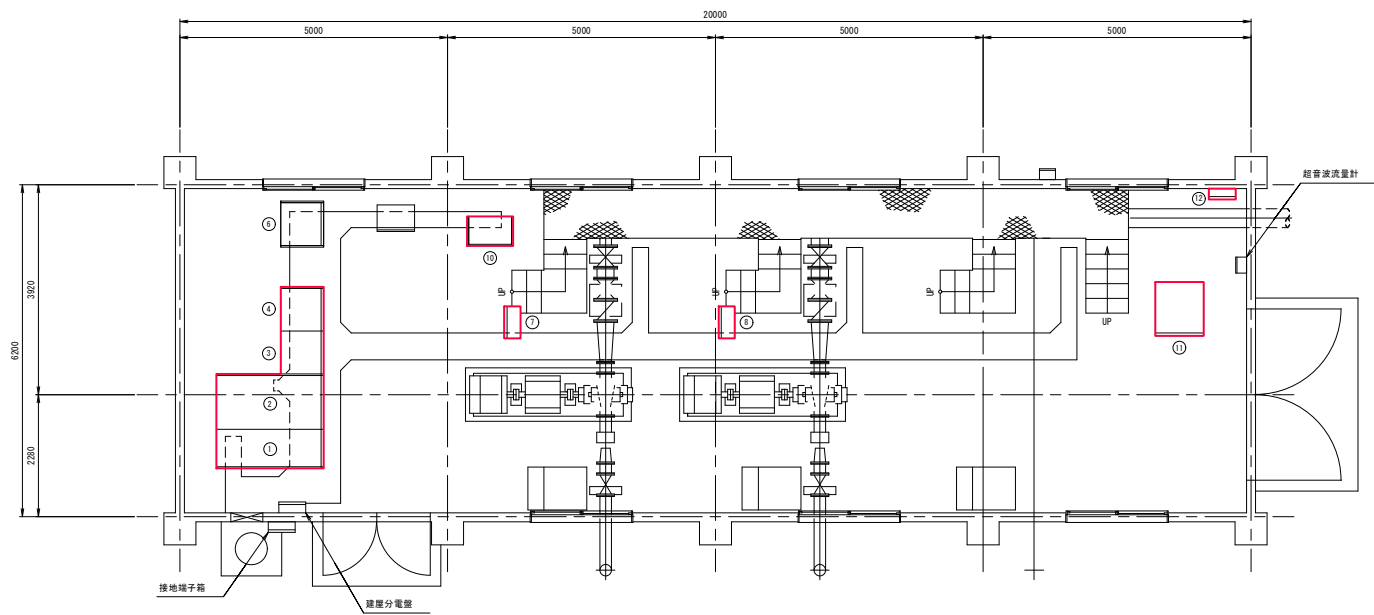


旧工水電気室 平面図 S=1/50

壁名称一覧表

番号	壁 記 号	壁 名 称	備 考
14	OC-61<4>	工水設備コントロールセンタ<4>	既 設
15	OC-61<3>	工水設備コントロールセンタ<3>	〃
16	OC-61<2>	工水設備コントロールセンタ<2>	〃
17	OC-61<1>	工水設備コントロールセンタ<1>	〃
18	SOC-61	工水設備SOC壁	〃
19	TB-61	工水設備中継端子壁	〃
20	IB-6	工水設備計装電源壁	〃
21	PG-62	工水設備コントローラ壁(2)	〃
22	PG-61	工水設備コントローラ壁(1)	〃
23			
24		安全器収納壁	既 設
25		水廻灯分電盤	〃
26		工水電気室外灯分電盤	〃
27		電灯分電盤	〃
28		接地測定端子箱	〃
29		接地端子箱	〃

注記
1. は、更新対象機器を示す。

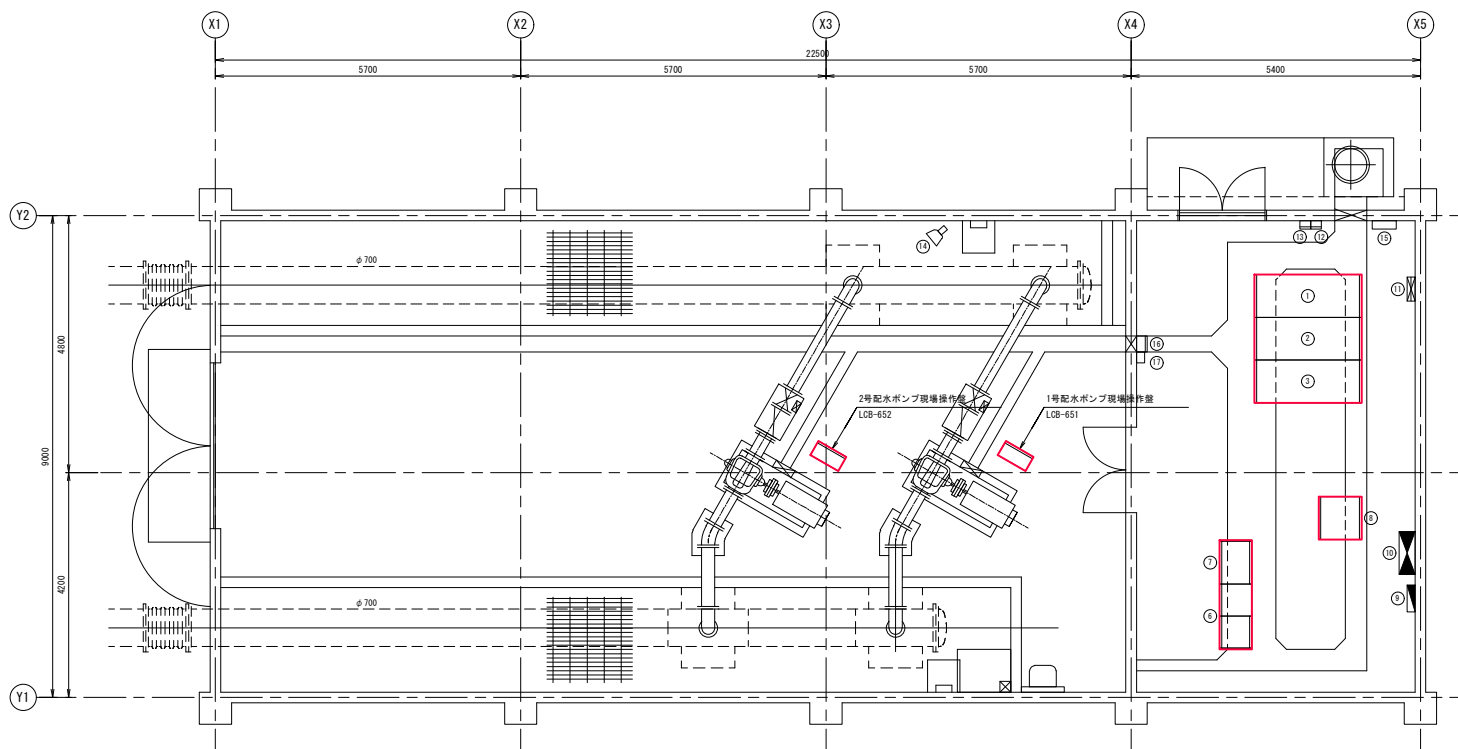


阿久比配水ポンプ室 平面図 S=1/50

機名称一覧表

番号	機 記 号	機 名 称	備 考
①	MC	引込機	既 設
②	LC	変圧器機	※
③	HP1	1号配水ポンプ機	※
④	HP2	2号配水ポンプ機	※
⑤			
⑥	TMR	テレメータ計装機	既 設
⑦	LHP1	1号配水ポンプ機機	※
⑧	LHP2	2号配水ポンプ機機	※
⑨			
⑩	SOC-64	阿久比幹線ポンプ設備SOC機	既 設
⑪	BATD	直流電源機	※
⑫		中継端子機	※

注記
① ② は、更新対象機器を示す。

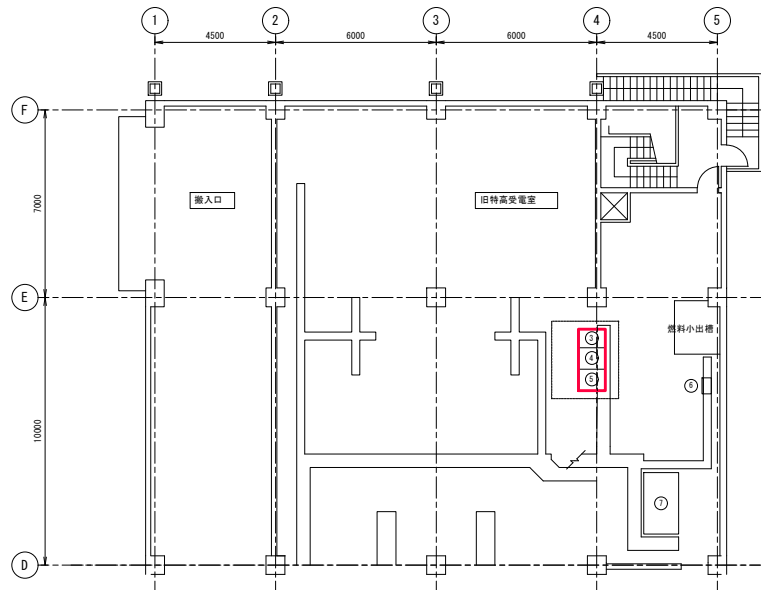


東浦幹線配水ポンプ室 平面図 S=1/50

壁名称一覧表

番号	壁記号	壁名称	備考
①	HC-650	東浦幹線配水ポンプ引込壁	既設
②	QBS-651	1号配水ポンプ壁	〃
③	QBS-652	2号配水ポンプ壁	〃
④	CC-65	東浦幹線配水ポンプ機械設備コントロールセンタ	既設
⑦	SQC-651	東浦幹線配水ポンプ設備SOC(1)	〃
⑧	DC-65	直流電源装置	〃
⑨		電灯分電盤	〃
⑩		建築換気設備動力盤	〃
⑪		自火報警	〃
⑫		防犯用受信盤	〃
⑬		電話機	〃
⑭		ITVカメラ	〃
⑮		接地端子箱	〃
⑯		流量計変換器	〃
⑰		PHSアンテナ	〃

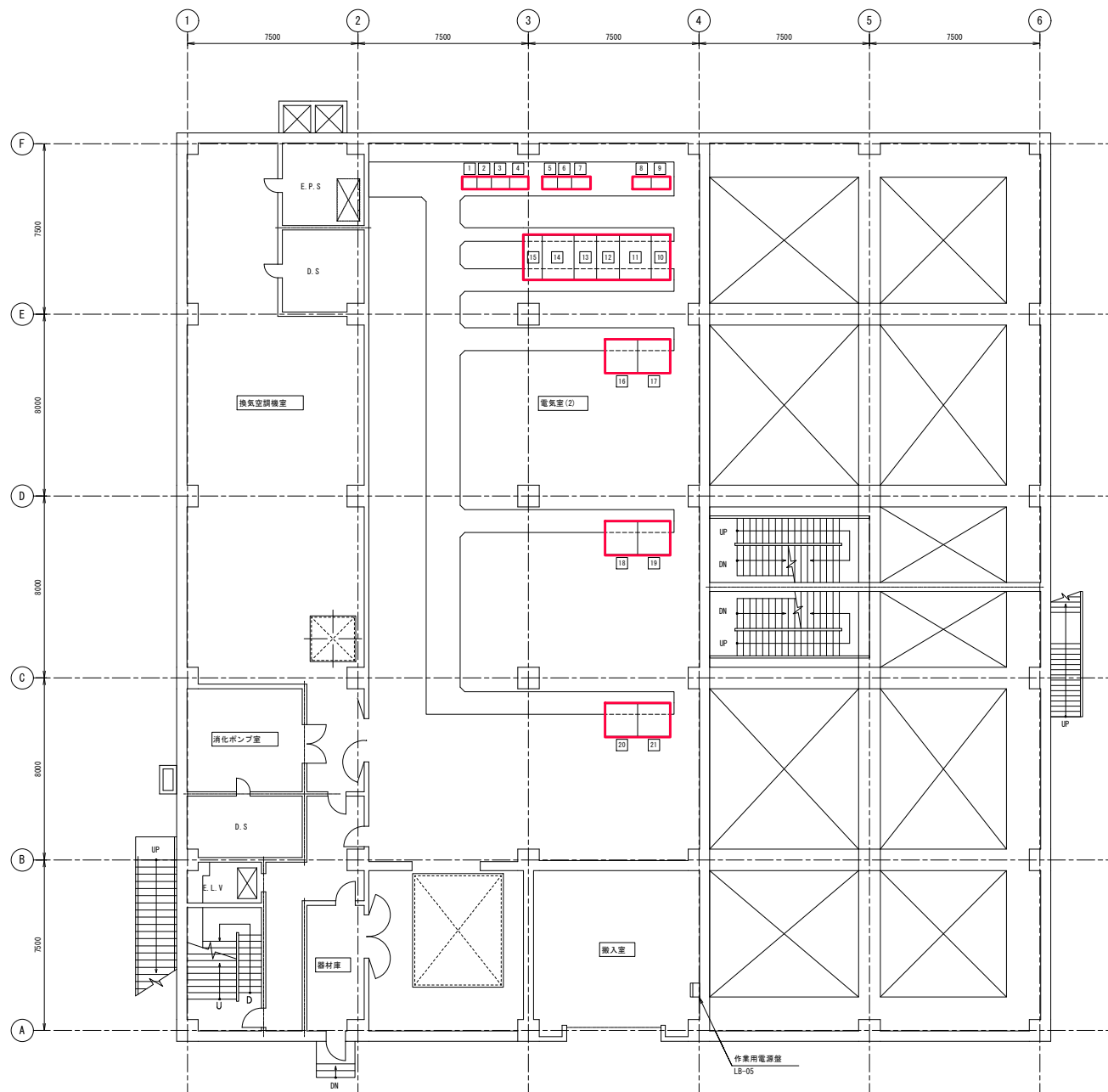
注記
1. は、更新対象機器を示す。



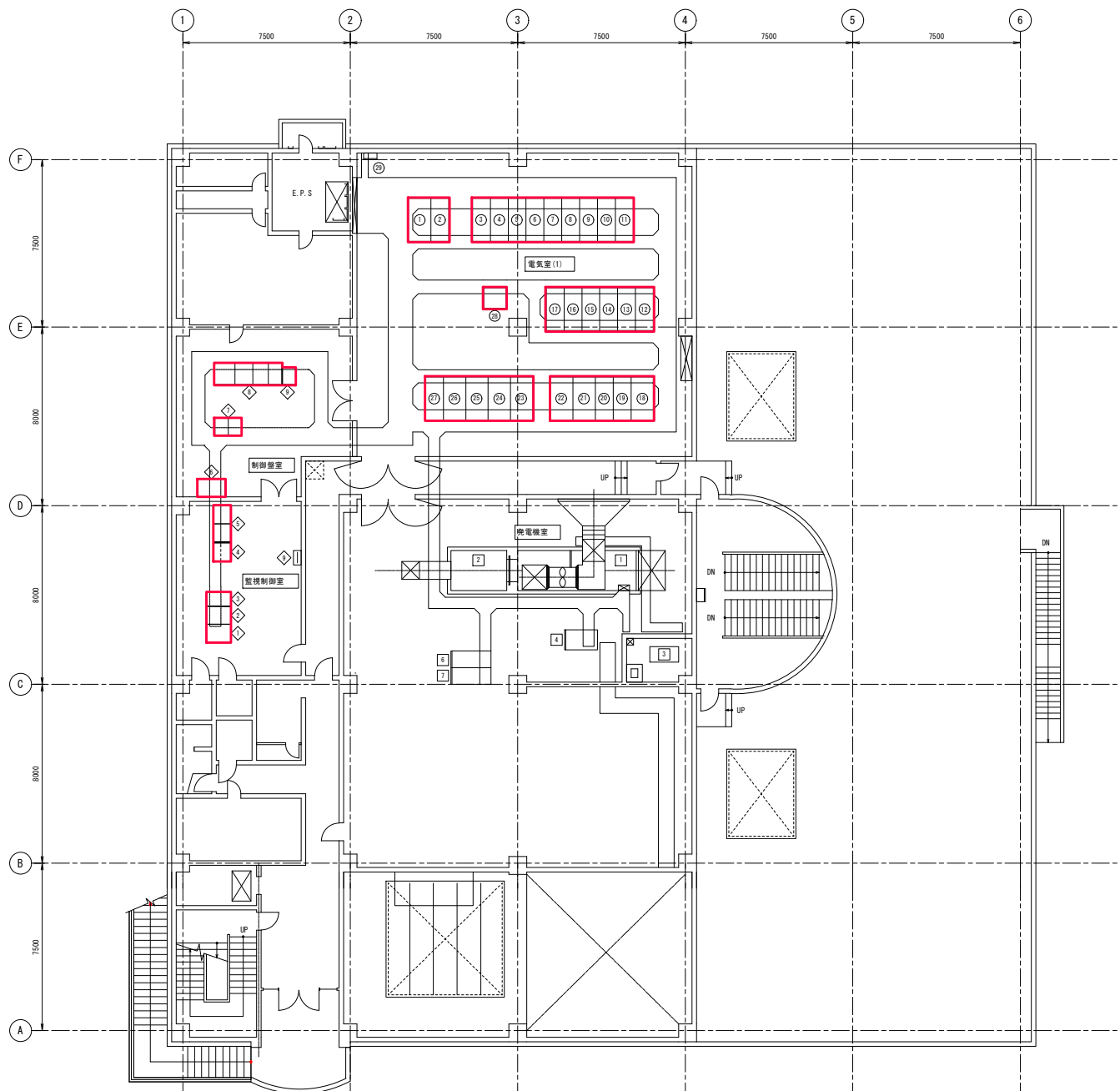
銭川取水場旧特高電室 平面図 S=1/100

1階電気室 盤名称一覧表

番号	盤記号	盤名称	備考	番号	盤記号	盤名称	備考
①		No.3コントロールセンタ	既設	②		2号導水ポンプVVVF装置	既設
②		No.3補助継電器盤	〃	③		1号導水ポンプVVVF装置	〃
③		No.4コントロールセンタ	〃	④		No.1コンデンサ盤	〃
④			〃	⑤		1号導水ポンプ一次盤	〃
⑤		接地端子盤	既設	⑥		2号導水ポンプ一次盤	〃
⑥		接地端子盤 (VVVF)	〃	⑦		No.1動力変圧器一次/予備盤	〃
⑦		屋外照明分電盤 (2)	〃	⑧		No.1受電盤	〃
⑧		動力分電盤	〃	⑨		No.1母線連絡/GPT盤	〃
⑨		動力操作盤	〃	⑩		No.2母線連絡/GPT盤	〃
⑩		無停電電源装置 (無線用)	〃	⑪		No.1変圧器盤	〃
⑪		沈砂池移動ポンプ分電盤	〃	⑫		No.1動力主幹盤	〃
⑫			〃	⑬		No.2動力主幹盤	〃
⑬		No.1コントロールセンタ	既設	⑭		No.2変圧器盤	〃
⑭		No.1/補助継電器盤	〃	⑮		照明変圧器/主幹盤	〃
⑮		No.2/補助継電器盤	〃	⑯		No.2動力変圧器一次/照明変圧器一次盤	〃
⑯		No.2コントロールセンタ	〃	⑰		No.2受電盤	〃
⑰		3号導水ポンプインバータ装置 (変圧器盤)	〃	⑱		3号導水ポンプ一次盤	〃
⑱		3号導水ポンプインバータ装置 (変換器盤)	〃	⑲		No.2コンデンサ盤	〃
⑲		3号導水ポンプインバータ装置 (制御・出力盤)	〃	⑳			〃
㉑			〃	㉒			〃
㉓			〃	㉔			〃
㉕			〃	㉖			〃
㉗			〃	㉘			〃
㉙			〃	㉚			〃
㉛			〃	㉜			〃
㉝			〃	㉞			〃
㉟			〃	㊱			〃
㊲			〃	㊳			〃
㊴			〃	㊵			〃
㊶			〃	㊷			〃
㊸			〃	㊹			〃
㊺			〃	㊻			〃
㊼			〃	㊽			〃
㊾			〃	㊿			〃
㏀			〃	㏁			〃
㏂			〃	㏃			〃
㏄			〃	㏅			〃
㏆			〃	㏇			〃
㏈			〃	㏉			〃
㏊			〃	㏋			〃
㏌			〃	㏍			〃
㏎			〃	㏏			〃
㏐			〃	㏑			〃
㏒			〃	㏓			〃
㏔			〃	㏕			〃
㏖			〃	㏗			〃
㏘			〃	㏙			〃
㏚			〃	㏛			〃
㏜			〃	㏝			〃
㏞			〃	㏟			〃
㏠			〃	㏡			〃
㏢			〃	㏣			〃
㏤			〃	㏥			〃
㏦			〃	㏧			〃
㏨			〃	㏩			〃
㏪			〃	㏫			〃
㏬			〃	㏭			〃
㏮			〃	㏯			〃
㏰			〃	㏱			〃
㏲			〃	㏳			〃
㏴			〃	㏵			〃
㏶			〃	㏷			〃
㏸			〃	㏹			〃
㏺			〃	㏻			〃
㏼			〃	㏽			〃
㏾			〃	㏿			〃
㐀			〃	㐁			〃
㐂			〃	㐃			〃
㐄			〃	㐅			〃
㐆			〃	㐇			〃
㐈			〃	㐉			〃
㐊			〃	㐋			〃
㐌			〃	㐍			〃
㐎			〃	㐏			〃
㐐			〃	㐑			〃
㐒			〃	㐓			〃
㐔			〃	㐕			〃
㐖			〃	㐗			〃
㐘			〃	㐙			〃
㐚			〃	㐛			〃
㐜			〃	㐝			〃
㐞			〃	㐟			〃
㐠			〃	㐡			〃
㐢			〃	㐣			〃
㐤			〃	㐥			〃
㐦			〃	㐧			〃
㐨			〃	㐩			〃
㐪			〃	㐫			〃
㐬			〃	㐭			〃
㐮			〃	㐯			〃
㐰			〃	㐱			〃
㐲			〃	㐳			〃
㐴			〃	㐵			〃
㐶			〃	㐷			〃
㐸			〃	㐹			〃
㐺			〃	㐻			〃
㐼			〃	㐽			〃
㐾			〃	㐿			〃
㑀			〃	㑁			〃
㑂			〃	㑃			〃
㑄			〃	㑅			〃
㑆			〃	㑇			〃
㑈			〃	㑉			〃
㑊			〃	㑋			〃
㑌			〃	㑍			〃
㑎			〃	㑏			〃
㑐			〃	㑑			〃
㑒			〃	㑓			〃
㑔			〃	㑕			〃
㑖			〃	㑗			〃
㑘			〃	㑙			〃
㑚			〃	㑛			〃
㑜			〃	㑝			〃
㑞			〃	㑟			〃
㑠			〃	㑡			〃
㑢			〃	㑣			〃
㑤			〃	㑥			〃
㑦			〃	㑧			〃
㑨			〃	㑩			〃
㑪			〃	㑫			〃
㑬			〃	㑭			〃
㑮			〃	㑯			〃
㑰			〃	㑱			〃
㑲			〃	㑳			〃
㑴			〃	㑵			〃
㑶			〃	㑷			〃
㑸			〃	㑹			〃
㑺			〃	㑻			〃
㑼			〃	㑽			〃
㑾			〃	㑿			〃
㒀			〃	㒁			〃
㒂			〃	㒃			〃
㒄			〃	㒅			〃
㒆			〃	㒇			〃
㒈			〃	㒉			〃
㒊			〃	㒋			〃
㒌			〃	㒍			〃
㒎			〃	㒏			〃
㒐			〃	㒑			〃
㒒			〃	㒓			〃
㒔			〃	㒕			〃
㒖			〃	㒗			〃
㒘			〃	㒙			〃
㒚			〃	㒛			〃
㒜			〃	㒝			〃
㒞			〃	㒟			〃
㒠			〃	㒡			〃
㒢			〃	㒣			〃
㒤			〃	㒥			〃
㒦			〃	㒧			〃
㒨			〃	㒩			〃
㒪			〃	㒫			〃
㒬			〃	㒭			〃
㒮			〃	㒯			〃
㒰			〃	㒱			〃
㒲			〃	㒳			〃
㒴			〃	㒵			〃
㒶			〃	㒷			〃
㒸			〃	㒹			〃
㒺			〃	㒻			〃
㒼			〃	㒽			〃
㒿			〃	㓀			〃
㓁			〃	㓂			〃
㓃			〃	㓄			〃
㓅			〃	㓆			〃
㓇			〃	㓈			〃
㓉			〃	㓊			〃
㓋			〃	㓌			〃
㓍			〃	㓎			〃
㓏			〃	㓐			〃
㓑			〃	㓒			〃
㓓			〃	㓔			〃
㓕			〃	㓖			〃
㓗			〃	㓘			〃
㓙			〃	㓚			〃
㓛			〃	㓜			〃
㓝			〃	㓞			〃
㓟			〃	㓠			〃
㓡			〃	㓢			〃
㓣			〃	㓤			〃
㓥			〃	㓦			〃
㓧			〃	㓨			〃
㓩			〃	㓪			〃
㓫			〃	㓬			〃
㓭			〃	㓮			〃
㓯			〃	㓰			〃
㓱			〃	㓲			〃
㓳			〃	㓴			〃
㓵			〃	㓶			〃
㓷			〃	㓸			〃
㓹			〃	㓺			〃
㓻			〃	㓼			〃
㓽			〃	㓾			〃
㓿			〃	㔀			〃
㔁			〃	㔂			〃
㔃			〃	㔄			〃
㔅			〃	㔆			〃
㔇			〃	㔈			〃
㔉			〃	㔊			〃
㔋			〃	㔌			〃
㔍			〃	㔎			〃
㔏			〃	㔐			〃
㔑			〃	㔒			〃
㔓			〃	㔔			〃
㔕			〃	㔖			〃
㔗			〃	㔘			〃
㔙			〃	㔚			〃
㔛			〃	㔜			〃
㔝			〃	㔞			〃
㔟			〃	㔠			〃
㔡			〃	㔢			〃
㔣			〃	㔤			〃
㔥			〃	㔦			〃
㔧			〃	㔨			〃
㔩			〃	㔪			〃
㔫			〃	㔬			〃
㔭			〃	㔯			〃
㔮			〃	㔱			〃
㔲			〃	㔳			〃
㔴			〃	㔵			〃
㔶			〃	㔷			〃
㔸			〃	㔹			〃
㔺			〃	㔻			〃
㔼			〃	㔽			〃
㔾			〃	㔿			〃
㕀			〃	㕁			〃
㕂			〃	㕃			〃
㕄			〃	㕅			〃
㕆			〃	㕇			〃
㕈			〃	㕉			〃
㕊			〃	㕋			〃
㕌			〃	㕍			〃
㕎			〃	㕏			〃
㕐			〃	㕑			〃
㕒			〃	㕓			〃
㕔			〃	㕕			



番号	登記号	登記名称	備考
1	D-GC01	導水ポンプ補機設備コントロールセンタ(1)	既設
2	D-GC02	導水ポンプ補機設備コントロールセンタ(2)	〃
3	D-CRB01	導水ポンプ補機設備/補助継電器室(1)	〃
4	D-CRB02	導水ポンプ補機設備/補助継電器室(2)	〃
5	K-GC01	共通設備コントロールセンタ(1)	〃
6	K-GC02	共通設備コントロールセンタ(2)	〃
7	K-CRB01	共通設備補助継電器室	〃
8	HD-CR01	増幅継電器室(1)	〃
9	HD-CR02	増幅継電器室(2)	〃
10	D-MC01	導水ポンプ1号変圧器引込室	〃
11	D-MC02	導水ポンプ1号変圧器室	〃
12	D-LC01	導水ポンプ1号変圧器分岐室	〃
13	D-LC02	導水ポンプ2号変圧器分岐室	〃
14	D-MC03	導水ポンプ2号変圧器室	〃
15	D-MC04	導水ポンプ2号変圧器引込室	〃
16	D-VV01A	1号導水ポンプVVVF室	〃
17	D-VV01B	1号導水ポンプVVVF室	〃
18	D-VV02A	2号導水ポンプVVVF室	〃
19	D-VV02B	2号導水ポンプVVVF室	〃
20	D-VV03A	3号導水ポンプVVVF室	〃
21	D-VV03B	3号導水ポンプVVVF室	〃



弥富ポンプ場2階 平面図 S=1/100

盤名称一覧表

番号	盤 記 号	盤 名 称	備 考
①	R-MC-01	引込盤	既 設
②	R-MC-02	受電盤	〃
③	R-MC-03	照明変圧器一次1号盤	〃
		建築動力変圧器一次1号盤	〃
④	R-MC-04	動力1号変圧器一次盤	〃
		排水ポンプ1号変圧器一次盤	〃
⑤	R-MC-05	1号商用削切換盤	〃
		1号コンデンサ一次盤	〃
⑥	R-MC-06	1号母線・PT・ZPG盤	〃
⑦	R-MC-07	2号商用削切換盤	〃
⑧	R-MC-08	2号母線・PT・ZPG盤	〃
⑨	R-MC-09	発電機引込盤	〃
		2号コンデンサ一次盤	〃
⑩	R-MC-10	動力2号変圧器一次盤	〃
		排水ポンプ2号変圧器一次盤	〃
⑪	R-MC-11	照明変圧器一次2号盤	〃
		建築動力変圧器一次2号盤	〃
⑫	R-MC-12	1-1号コンデンサ盤	〃
⑬	R-MC-13	1-2号コンデンサ盤	〃
⑭	R-MC-14	1-3号コンデンサ盤	〃
⑮	R-MC-15	2-1号コンデンサ盤	〃
⑯	R-MC-16	2-2号コンデンサ盤	〃
⑰	R-MC-17	2-3号コンデンサ盤	〃
⑱	R-MC-18	動力1号変圧器盤	〃
⑲	R-LC-01	動力1号変圧器分岐盤	〃
⑳	R-LC-02	動力2号変圧器分岐盤	〃
㉑	R-MC-19	動力2号変圧器盤	〃
㉒	R-LC-03	動力主幹盤	〃
㉓	R-MC-20	照明変圧器引込盤	〃
㉔	R-MC-21	照明変圧器盤	〃
㉕	R-MC-22	建築動力変圧器引込盤	〃
㉖	R-MC-23	建築動力変圧器盤	〃
㉗	R-LC-04	建築動力主幹盤	〃
㉘	HD-DC-01	直流電源装置盤	〃
㉙	ETB-01	接地端子箱	〃
1	G-1	ガスタービン発電装置	既 設
2		排気消音器	〃
3		燃料小出槽	〃
4	GDC-1	No.1始動用直流電源装置	〃
6	GC-2	No.1発電機盤	既 設
7	GC-3	No.1自動始動盤	〃
◇	PRT-11	プリンタ	既 設
◇	HIS-11	LCD監視制御操作卓	〃
◇	ITV-0	ITV操作卓	〃
◇	KP	計装盤	〃
◇	PCS-11.12	プロセスコントローラ盤	〃
◇	TB-11	中継端子盤	〃
◇	ITV-C	ITV機器収納盤	〃
◇	CWCF	無停電電源装置	〃
◇		ITV機器収納盤	〃

注記
1. 〇 は、更新対象機器を示す。

別紙3 リスク管理表

負担者について、「●」は主負担、「▲」は従負担とする。

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			企業庁	事業者
共通	法令等の変更リスク	本事業に直接関わる法制度の新設、変更など	●	
		上記以外の法制度の新設、変更など		●
	火災に対するリスク	事業者の責に帰すべき事由による火災		●
		県企業庁の責に帰すべき事由による火災	●	
	事業の中止、延期に関するリスク	県企業庁による債務不履行など	●	
		事業者の事業放棄、破綻、業務不履行など		●
	要求水準の未達成リスク	県企業庁が要求する業務要求水準に不適合な場合		●
		県企業庁が原因で、要求する業務要求水準に達しない場合	●	
	第三者賠償リスク	事業者の責に帰すべき事由による第三者賠償など (設計業務、建設業務、維持管理業務における騒音、振動、臭気等に関するもの)		●
設計	設計リスク	県企業庁の責めに帰すべき事由による費用増大 (設計変更の指示、提示条件等の不備・変更など)	●	
		事業者の責めに帰すべき事由による費用増大 (技術内容の不備、設計の不備、履行遅れなど)		●
建設	工事遅延リスク	県企業庁の責に帰すべき事由による完工遅延	●	
		事業者の責に帰すべき事由による完工遅延		●
	工事費増大リスク	県企業庁の責に帰すべき事由による工事費増大	●	
		事業者の責に帰すべき事由による工事費増大		●
	引渡前障害リスク	工事目的物の引き渡し前に、工事目的物に生じた損害、その他施工に関して生じた障害など		●
維持管理	設備保全リスク	対象設備の修繕費		●
	機器損傷リスク	事業者の点検、補修の不備が原因となる修繕費		●
		県企業庁の責めに帰すべき事由による修繕費	●	
終了	終了手続き	事業終了時の設備の状態、事業終了手続きに伴う、諸費用の発生など		●

¹ 一定の割合を超える費用負担は県企業庁、それ以外は事業者が負担する。